

第八十四回 参議院商工委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、運輸委員会連合審査会會議録第一号

昭和五十三年四月二十八日(金曜日)

午後一時二分開会

出席者は左のとおり。

商工委員会

委員長

楠 正俊君

大谷藤之助君

福岡日出磨君

対馬 孝且君

安武 洋子君

委員

岩崎 純三君

下条進一郎君

中村 啓一君

長谷川 信君

前田 勲男君

増岡 康治君

真鍋 賢二君

大塚 喬君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

渡辺 武君

社会労働委員会

委員長

和田 静夫君

理事

佐々木 満君

遠藤 政夫君

片山 甚市君

小平 芳平君

委員

浅野 祐君

福島 茂夫君

農林水産委員会

委員長

鈴木 省吾君

青井 政美君

大島 友治君

山内 一郎君

川村 清一君

委員

片山 正英君

北 修二君

久次米健太郎君

小林 国司君

坂元 親男君

田代由紀男君

田原 武雄君

野呂田芳成君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

村沢 牧君

原田 立君

藤原 房雄君

下田 京子君

運輸委員会

委員長

三木 忠雄君

安田 隆明君

山崎 竜男君

太田 淳夫君

委員

井上 吉夫君

国務大臣

農林大臣

通商産業大臣

運輸大臣

労働大臣

政府委員

林野庁長官

水産庁次長

通商産業政務次官

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房審議官

通商産業省産業政策局長

資源エネルギー庁長官

中小企業庁計画部長

中小企業庁指導部長

運輸省海運局長

労働省職業安定局長

事務局側

常任委員会専門員

町田 正利君

伊江 朝雄君

佐藤 信二君

高平 公友君

西ヶ久保重光君

瀬谷 英行君

目黒今朝次郎君

中川 一郎君

河本 敏夫君

福永 健司君

藤井 勝志君

藍原 義邦君

恩田 幸雄君

平井 卓志君

宮本 四郎君

島田 春樹君

濃野 滋君

橋本 利一君

小松 国男君

豊永 恵哉君

後藤 茂也君

細野 正君

文部省管理局教育施設部助成課長

倉地 克次君

運輸省船舶局造船課長

間野 忠君

建設省住宅局住宅計画課長

鴨沢 康夫君

本日

の会議に付した案件

○特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

〔商工委員長楠正俊君委員長長席に着く〕

○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、運輸委員会連合審査会を開会します。

先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたします。

本案についての趣旨説明は、お手元に配付してあります資料により御了承願うこととし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片山甚市君 まず、両大臣に特定不況産業安定臨時措置法に関する考え方を聞きたいのです。

が、構造不況下の産業対策として、特に雇用問題は重要な課題だと御認識をされておるようであり、不況産業における設備廃棄がすなわち失業業者をつくり出す、失業者を造出するという論理構造になっていると思いますが、そうでないと思えば、それをどのように解決しようとしておるのかについて、私の質問は主として労働問題を中心としてお聞きしたいと思っております。

その焦点で両大臣からの御所見を賜りたいと思っております。

○国務大臣(河本敏夫君) 今回お願いをしております法律の焦点は、いわゆる構造不況産業と称せ

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

ます

られます業界におきましては、不況の共通の課題といたしまして過剰設備を抱え込んでおられるということでございます。どの程度の過剰設備があるかというところは、業種によりまして相当相違がございます。ある業界では二、三割程度のものでございますが、ひどい業界になりますと五割をオーバーしておられる、中には六割、七割という過剰設備を抱え込んでおられる、そういう業種もございまして、それらを業界の自発的な意思によりまして、そして廃棄をしていこうというのが今回の法律の趣旨でございますが、そこで、そういうことをすれば当然雇用問題が発生するのではないかと、こういう御意見でございます。その場合にどう対処するかというのが御質問の趣旨かと存じます。

そこで、現在いわゆる構造不況業種と言われている業界での雇用状態、雇用の数というものは大体掌握をしております。ただし、この業界の自主的な判断によりましてどの程度の設備を廃棄するかということについての合意ができるか、それが現在定かではございません。過剰設備の見当はついておりますが、それを全部廃棄するのか、あるいはその一部を廃棄するのか、それは業界の判断で決まることとございますので、そこあたりについてはまだ見通しがはっきりいたしませんし、それからまた、業界では不況業種とは言われませんが、すでに長い間減産をずっとやっておりまして、雇用問題についてある程度の調整ができておられる業界もございまして、だから、そういう業界は仮に設備を廃棄いたしましてもまず雇用問題は起こらぬのではないかと、このように理解される業界もございまして、種々雑多でございますから、いま数字を申し上げまして具体的な答弁をするというところは大変むづかしい状態でございますけれども、いづれにいたしましても、過剰設備の廃棄の問題と表裏一体の関係をなす雇用問題の処理ということがこの法案の最大の課題であるというところは御指摘のとおりでございます。

〇国務大臣(藤井勝志) 通産大臣からお答えがございましたが、現在の段階におきましてこの不況産業安定臨時措置法の対象になる業種からどの程度の失業者が出るかということは、これからの経済の推移を見ないと、なかなかこの実態はつかみにくいと、こういうのが実情でございます。今後の経済環境の推移を見ながら臨機応変に対応していかなるを得ない。同時に、これらの企業の経営の実態というものはそれぞれの企業によって事情が違ふわけでございますし、同時にまた、解雇問題というものは、これは労使の労働協約そのほか話し合いということが基本でございますから、そういう点をも考えながら今後の実情に機敏に対応していくと。したがって、職業安定機関というのは、関係機関と密接な連絡をとって的確な情報を早期に把握いたしまして、そしてこの離職をせざるを得ないような状態に対してやはり機敏に対応して労働者の雇用の安定の確保を期すると、こういうふうな考えをしております。

〇片山基市君 いまのお話を聞いておりますと、やはり事態を見なければわからない、こうおっしゃっておられるのでありますが、この法律の趣旨から言いますと、少なくとも産業を安定させるというための臨時措置である、これが期限を切られておりますけれども、同時にもう一つは、雇用を安定させるということになっておるだけに、いわゆる失業をどういかに防ぐのかという積極的な姿勢が示されておるに、いまだ聞きをしておると、出たらそのときに考えたい、まだどうなるかわからない。いわゆる設備の廃棄、あるいはそういう措置をとるとする場合には必ず雇用問題を優先的に、いわゆる行き先をちゃんと保証するような形がとられる前提でこの安定法が審議されるのかどうかということについての明確な回答がないように思いますが、いかがでしょうか。

〇国務大臣(藤井勝志) 昨今の厳しい雇用情勢に対応をいたしまして、すでに労働省では去年の十月雇用安定資金制度を発足をいたしまして、いわゆる未然に失業者を出さないように、失業の予防とそして生活の安定、こういったことをすでに準備をいたし、施策が動いているわけでございまして、それにつけて加えて議員立法によりまして御承知の特定不況業種離職者臨時措置法、この積極的な活用によってこの離職対策というのはいずれに先ず行しておると、このように考えるわけでございまして、この法律そのものに雇用安定についてのすでに衆議院において修正がございましたけれども、それらを踏まえて法的な準備態勢というのはすでに整っており、これが現実にはどのような失業者が出るかということの確信にのって雇用の安定を図る、こういうことで対応ができるように考えておるわけでございます。

〇片山基市君 そうしますと、今度の安定法とさきの離職者臨時措置法とはうらはらだということお答えのようであります。ならば、なぜ安定法は五年の時限立法で片一方の方は二年という時限立法になつておるんですか、うらはらなら。

〇政府委員(渡野滋君) 通産省の産業政策局長でございますが、今回御審議をお願いをいたしております法律案、約五年間の時限立法になっておりますが、これは第一の理由は、この法律によりまして設備処理を進めていくことになると思っておりますが、これは業種によりまして設備処理を進めていく期間にいろいろ違いがあると思っておりますが、ただいままで私どもが論議をいたしております幾つかの業種につきましては、たとえばアルミ産業等につきましては、昨年いろいろ議論をしておりますが、設備処理を約五年にわたって進めていく、そういう点から五年程度の期間が必要ではないかというのが第一点でございます。それから第二点は、信用基金によりまして保証の期間、これもほぼ五年というぐらゐの期間を予定をいたしておりますので、そういうことから法案の期間を約五年と、こういうことをお願いをしております。

〇片山基市君 労働省。特定不況業種離職者臨時措置法案は、御案内のように、与野党一致でもって内容を決めただいて、その際の施行期間そのものも二年ということにいたしました。その御審議いたしております産業安定臨時措置法の方は、いま通産省の方から御説明があったような理由で五年ということにしたいのだというところでございまして、私どもの方としては、特定不況業種離職者臨時措置法の今後の運用の実情を見て、これが二年でいいかどうかという問題はその時点において検討するべき問題じゃないかと。その際に、成立の経緯から申しまして、与野党の御参加いただいた皆さん方の御意見をよく伺った上で対処してまいりたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

〇片山基市君 お聞きをしておるのであります。是非を問うておるのでありません。五年と二年がどちらがいいのか、一緒にせざるならぬなどと言っておるのではありません。主として、いまのところ労働者を救済するという問題については二年というものがあつて、産業を救うという側から言つて五年の歳月がかかる、その間いづれから言つては労働者がいづれからいづれは出されるようになる。いや、ほりり出されるのは必ず保障するから心配しないではない、こう労働大臣が言われるならいいけれども、よく見てみなければわからぬというふうなものであります。これはやはり労働者の首切り法案、切り捨て法案、産業が生き残れば後から雇うてやろうというようにとれますが、労働大臣、どうでしょう。

〇国務大臣(藤井勝志) ただいま局長からお答えをいたしましたように、離職者臨時措置法は議員立法によって二年という期限が付けられておりますけれども、そのような成立の経過を踏まえて、やはりその時点で本日御審議の特定不況産業安定臨時措置法という問題の時間的なずれに對してどうしても雇用安定上期限の延長が必要だという場合には、皆さん方とも十分御相談をし、議員立法の経緯を踏まえて雇用安定に万遺憾なきを期すると、このように考えておるわけでござい

ます。

○片山基市君 通産大臣がおっしゃる通りに、この特定不況業種の臨時措置法、いわゆる離職者に對する臨時措置法というものと今度の安定法が表裏、裏表である、こういうふうにおっしゃる以上、本法の第一条に雇用安定及び中小企業の安定を挿入されました。そういう意味から第三条では安定基本計画を策定することにしておりますけれども、衆議院における修正は雇用問題の重要性を浮き彫りにして、労働大臣としては、第五十七条で雇用問題に對する、雇用安定、失業予防、再就職の援助などについて決められておるんですが、これからどのような姿勢でその法律を受けられるか。

○政府委員(細野正君) お話ございましたように、衆議院段階におきまして五十七条が挿入をされました、そこでいまだお話ございましたような主務大臣と労働大臣とが雇用に関する事項について相互に緊密に連絡し協力すると、こういう規定になつておるわけでございます。これは第二章の規定の施行の際、たとえば安定基本計画を定める際とか共同行為の指示を行う際、そういう場合に、雇用の安定を図るための措置につきまして事前に労働省と関係の主管官庁との間に十分連絡協議するということによつて雇用の安定を図つてまいるという趣旨で定められたものというふうに私も理解をしております。

○片山基市君 そうすると、もう一度お聞きするのではありませんか、特定不況業種の離職者臨時措置法と本法との関係は今後どのように進められますか。

○政府委員(細野正君) いま御質問ございました点につきましては、離職者臨時措置法そのものの適用の要件が、本来的に国が法令または国の施策という形で政策的に割り切つた合理化であるということが一つ、もう一つは雇用なり生産の指標というものが停滞をすると、こういう二つの要件からできておるわけでございまして、そういう意味から申しますと、この法律によつて対象となる

業種については少なくとも国が施策として割り切つたという点だけは明確でございますので、したがひまして、一応別々の法律の形になつておるわけでございすけれども、少なくとも運用としては、結果的にこの両方は、先生先ほどおっしゃいましたように、うらはらの形になるものであるというふうな理解をしております。

○片山基市君 そういたしますと、離職者法で特定不況業種の業種に指定されたものはどういふものがあり、安定法で指定されるべきものはどういふことになりすか。それぞれ労働と通産答えてください。

○政府委員(濃野滋君) ただいま御審議をお願いしております法律案におきまして対象業種になりますものは、一つは、法律に一号から四号まで、平電炉業、それから化学繊維業、それからアルミ製錬業、それから、運輸省所管でございますが、造船業、この四つが法定をされております。その他のものにつきましては、第五号におきまして一定の要件のもとにどういふ業種を対象とするかという政令による指定が行われるかということになっております。この政令の対象業種につきましては、この法律案の御審議を受けまして法案成立いたしました後に、審議会に諮りまして一年以内に政令で指定をするということになっておりますが、法案作成の段階で私も一応議論の対象にいたしましたのは、ただいま申し上げた四業種のほか、繊維の短繊維紡績業、たとえば羊毛紡績業、綿、スフ紡績業等のいわゆる紡績業、それから化学関係で、たとえば化学肥料の業界、それから塩化樹脂の業界等のいわゆる化学工業関係の構造不況業種と言われているもの、それから紙の関係で段ボール原紙の製造業、それから鉄鋼関係と申しますか、広い意味でフェロアロイの製造業等でございます。そのほか、アルミ製錬は先ほど申し上げたように法律で決まっておりますが、さらにその下流でございすアルミ圧延業等があるいは対象として考えるのではないかと、当省所管で申しますと、こういう議論をしております。

まして、今後至急にその点の問題を詰めて政令指定をいたしたいと考えておりますが、そこで、ただいま私が申し上げましたような業種の中ですでに特定不況業種のいわゆる離職者法の対象となつていふものがあるのものがございす。具体的に申し上げますと、私がいま申し上げました平電炉業、それから合成繊維、それからアルミの製錬業、これらはいずれも離職者法の対象になつておりますが、私がいま候補業種として申し上げました中で、化学肥料の業界あるいは塩化樹脂の業界等はなお特定不況業種離職者法の方の対象業種にはなっておりませんので、今回、ただいま御審議をいただいております法案で対象業種となり設備処理が済む、こういうことになりまして、それらの離職者法の方の対象業種としてぜひ指定をお願いをするということで労働省とお話し合ひをしていきたい、かように考えておるわけでございす。

○政府委員(細野正君) 特定不況業種離職者臨時措置法の指定業種といたしましては、いま濃野局長からもお話がございましたけれども、鉄鋼関係、それから船舶製造業関係、つまり造船関係、それから海運関係、それから非鉄金属関係、それから繊維関係、それから冷凍生産物製造業関係、そういうものをひくるめまして全体で三十二業種がすでに業種として指定をされておるわけでございす。なお、先ほど裏表ということをお話し上げましたけれども、いまの御説明でもおわかりいただけますように、離職者臨時措置法の方が法律にないものについても適用の可能性がございすので、現段階においては、当然私どもの離職者臨時措置法の方が業種としては広いというふうに理解をしております。

○片山基市君 安定法の適用を受けたものは離職者法の適用を受けられるような条件を整える、こういうふうな御答弁をされたものとして理解してよろしゅうございすか。

○政府委員(細野正君) 関係の省庁ともよく打ち合はせて上で、適用の方向で対処してまいりたい

というふうな考えております。

○片山基市君 そういたしますと、離職者法第六條二項義務の履行についてですが、対象業種、先ほどの三十二業種の「労働力の需給見通しに関する資料の提出」はどのようになつておりますか。

○政府委員(細野正君) 対象業種からいろいろなヒヤリングをやつておりますけれども、的確な需給の見通しそのものについては、先ほど来両大臣からお話しがございましたように、非常にむずかしいわけでございまして、現在関係官庁を含め、業界団体と私どもの間で調整中という状況でございす。

○片山基市君 もうすでに約半年を経過しようとしておるときであります。まだできていないということは大変残念なことです。さらに六條の一項については、政府の業種区分では具体的ないわゆる計画作成と必要な措置をどうとっておられるのかについてお答え願ひたい。

○政府委員(細野正君) 御指摘の職業紹介計画でございす。これは先ほど申し上げました労働力の需給見通しを踏まえてやることになつておりますので、そういう意味での業界全体としての紹介計画というものをまだ作成する段階にまで至つておらないわけでございす。しかしながら、同時に、同じ法律の中で、先生も御存じの再就職援助計画を個々の企業が離職者を出す場合には提出することになっておまして、それらの方は私どもの方で厳格にとつておまして、これに基づいて個々の企業から発生する離職者については万遺憾ないようになつておるという状況でございす。

○片山基市君 昨年大騒ぎをして、これが通れば離職者が救われるような話をしてまいりましたけれども、調査がそういうことでもありませんから十分でない、資料がまとまらなかつたというところでありまして、法案の施行の段階で国も経営者団体も何もやらないというところになる。本気で一生懸命やつておるんじゃないか。何か金が出る、何か国から補助金が出るのを目当てにして騒いでおる感じがしてならないのでありまして、断じて

いけませんよ。それでは、本法で言う「安定基本計画」についても、一体労働者の立場からどのような問題を立てているのか。労働者をどのように思っているのか、雇用安定ではなく雇用不安定にさせるような計画を大體通産省としては立てていないか。大體、日本の産業を回った後、後でおまえらを助けてやる、心配するなというような態度ではないかと思うんですが、通産大臣、相當の御見識を持っておられますから、私のこの暴論みたいなことについてきちんと御反論していただければ結構だと思ふ。お願いします。

○国務大臣(河本敏夫) 私どもは、政治の最高目標は完全雇用にある、そういう考え方の上に立ちまして政策に取り組んでおるわけでございますが、したがって、現段階ではこの雇用問題が一番大事である、このように理解をいたしております。残念ながら今回のような法律をお願いしなければならぬ深刻な事態でございますが、これとて、景気が回復をいたしますと、私は、構造不況業種の問題はもう大半は解決すると思ふんです。

たとえば昨年はセメントなどは明らかに構造不況業種でございましたが、公共事業の伸展に伴いまして、いまや不況業種ではなくなっておりますし、砂糖業界なども一連の対策によりまして、これもようやく不況を脱しつつある、こういう状態でございまして、私は、景気がある程度よくなるに従いまして構造不況業種として考えられておる業界もだんだん減るのではないかと考えます。そこで、景気対策を最大に考えなきゃならぬ、このように理解をしておりますが、それでも、なおどうしても救いがたい業界がございまして、しかも、その業界の大部分の方が何とかしたいので政府の協力を求めたいと言われる場合にはこの法律を発動いたしまして御協力をしよう、こういう考え方でございます。しかし、その場合といえども、御指摘のように、雇用問題が最大の課題でございまして、この問題につきましましてはやっぱり万遺漏ないように進めていかなければならぬと思

います。たとえば設備の廃棄を雇用状態を見ながら調整をしていくとか、あるいはまた企業内で配置転換を行うとか、あるいはまた出向等を行うという工夫をするとか、あるいはまた安定基本計画を進めます場合に転業ということを一つの課題にしておりますが、転業する場合に、これは職業訓練等を行わなければならぬと思ふんですが、そういうことも考えていかなければならぬと思ふんです。しかし、それじゃ一〇〇%全部が救えるかと言いますと、そうでない場合も当然考えられますので、そういう場合には、万やむを得ず、いま労働省がお述べになりましたような対策も一時的に講ぜざるを得ないのではないかと、このように理解をしておりますが、いづれにいたしましても、雇用問題が最大の課題である、こういう理解の上に立ちまして最大限の工夫と努力を重ねてまいりたいと思ふております。

○片山基市君 大臣は正直ですから、いままで構造不況と言っておったけれども、まあ景気不況というか、これが非常に大きい要素になろう、日本の経済についてはそう心配したことはないということ等を言外にほめかして、それは通産大臣ですから軽々に言っておりませんが、そういうふうにとれます。

そこで、私が先ほどからお聞きをしておるのは、こういうような産業上、設備の過剰を整理するとかいふいうことはあり得るけれども、まず何といつても、そこに働いておる労働者に対して万全の対策をして人心が動揺することなくしてらいたいの、実は中高年齢の人なんです。私たちの仲間も五十以上になつておる。そういう者がもう問題にほうり出されますと、退職金の問題から年金の問題から大変なことなんです。年金をもらう必要のないような金持ちはよろしゅうございまして、われわれのクラスは年金を当てにしますから、そのとこでばちと変なところを首を切られてしまふと大変なことになる。あとわずか十年、八年いままの職を続けていく——高い賃金じ

やありませんよ。いまのままで昇給されてもらわなくてもと思つておるときに、子供が大学行つていくのをしておるときにほうり出されるといふ苦痛は何とも言えません。外国ですと、御承知のように、青年が首を切られるから暴れてくれるんですが、いまの年寄りは忠君愛國を教わつておる関係もありまして、とにかく外見も悪いから首を切られてもじつとしんぼうする、四十、五十以上の者は、ですから治安対策にもならぬし、世の中を騒がせません。これだけ百三十何万人も首切りがあらましても世の中が落ちついておるといふのは、戦前戦中教えられた教訓のたまものか、家族を抱えておる負い目かわかりませんが、これはもう言葉に尽くせない。大臣、そういう意味で、今日のこの構造不況のときにはまず年いっただけはまず首を切らぬ、こんなことは考えられません。年いっただけ者、若い者は暴れる能力があるんだから暴れさせたらどうですか。ちよつと聞きます。

○国務大臣(藤井勝志) 日本の社会が御案内のごとく高齢化時代に入つておる、そのような背景のもとに特にまた不況業種の離職者というのは中高年齢者であるという、こういった二重の困難を背負うておる中高年齢者の雇用対策、特に中高年齢者の雇用対策というのは、労働省としても雇用政策のなかめであるというふうに認識をいたしております。したがって、このような産業から出た中高年齢者に対しては、不況業種臨時措置法によつて、そして転職のいわゆる職業訓練ですね、訓練手当あるいは待機手当、こういったことをやると同時に、雇用保険の期間を九十日に延長するということ、それから、きのう御審議、御可決願いました職業訓練法の改正によりまして中高年齢者に向く職業の訓練科目を増設をする、そして訓練校に入る入校時期も多様化していく、そして訓練のやり方もいわゆるモジュール方式を採用していくということ、それから民間の訓練施設に委託していく、こういうことによつて中高年齢者の再就職への職業訓練に万全を期していく。同時に、新しく五十三年度から政策として取り入れた

中高年齢者を雇い入れる事業主に対して助成をしていくという、これは中小企業の場合には普通支払う賃金の三分の二を助成していく、こういうことによつて中高年齢者が新しい雇用機会をつかんでもらう、このように考えておるわけでございまして、それと同時に職業安定所の機能をフルに活用していく。もう一つは公共事業ですね、これが相當拡大されるわけでありまして、特に失業多発地帯に対しては公共事業の重点的配分によつて、そして失業者のいわゆる吸収率制度というものを活用していく、このようなものもろの施策を総合的に推進することによつて一番困難な中高年齢者の雇用対策に対応していきたい、このように考えるわけでございます。

○片山基市君 決意はわかりましたが、日本の資本家というのは安いのほどうれしんです。若い者は能力があるし柔軟性がありますし、どんな機械にも対応できます。そして賃金は安いんですから、その方を探りたがるんです。いままでその企業のためと社会のために尽くしてきた人が四十過ぎてくる、五十になると、おまへは要らない、これがあなたたちがよく言つた終身雇用というわけの皮です。わかりますか。日本の資本家の者たち、この根性というのはどう汚い、こう思うのです、本当に。いまのようなときには、これだけ戦前戦後働いてきた者に対して補償するためには、私は、どうしても努力をしないやならぬ、こう思つております。いま大臣がおっしゃることはいいんです、それで、それはそれとおりでよろしいが、それでは、中高年齢雇用促進法というのを決めておりますが、中高年齢の失業者に対する特別措置は今日の情勢のもとでどのような措置が有効に働いておるのかですね。こういうことについてお答えを願ひたいのです。

○政府委員(細野正吾) 中高年齢者の雇用促進のための基本的な施策は、やはりその雇用率というものを軸にしまして、これを達成するために、一方において年功序列賃金体系その他の賃金問題に

定年延長というものを着実に進めてまいりたいというところが一つの私どもの施策の柱でございます。と同時に、先ほど大臣からお話ございましたように、中高年齢者を雇用した場合の助成金制度、その他各般の施策を活用しますと同時に、定年延長そのものにつきましても、定年延長の場合の奨励金制度を大幅に改善しまして、それらの施策を総合的に実施することによって中高年齢者の雇用促進を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○片山基市君 冒頭に申し上げましたように、この法案がいわゆる産業を安定したい法案であって、首切りを前提とする法律でない、こういうことになれば、やはり設備過剰に対しては労働条件の改善を図ることと生産調整の具体策がなきゃならぬと思いますが、通産省の方では、このことについてどのようなお考えでしょうか。

○政府委員(農務省) 私どもも、この法案の運用に当たりまして、当初から衆議院段階の御答弁等でも、たとえば安定基本計画を策定いたしましたので、この法案の中核でございます設備処理、この問題につきましても雇用安定というものを十分に念頭に置きまして考えなければならぬということをお説明申し上げました。衆議院でこの点がはっきりと雇用の安定と中小企業の経営の安定、これに配慮をしようという規定が随所に修正が行われましたし、また安定基本計画の自身自身につきましても雇用の安定に関する事項を含むという修正が行われました。私ども、この雇用の安定という点で安定基本計画をつくり出すときに、設備処理という観点から見ましたときに何を考えるかという点でございますが、第一は、先ほど大臣の御答弁にもございましたように、設備の処理量とか、あるいはその処理の方法あるいはテナントといふようなものにつきましても、当然のことでございますが、雇用の安定ということを第一に念頭に置きまして考えていかなければならないと、こう考えております。その際の御審議を願う第二の問題といたしまして、これは審議会の場でお願いを

するわけでございますが、ここにおきましては、これは業種別に審議会に部会ない小委員会をつくりまして、そこに関係の労働側代表の御参加も願って十分御討議の場で御議論を願う、さらに必要がございませうれば関係の方の御意見も聞く、こういうことで十分な検討を進めていきたいというのが第一でございます。

それから第二には、先ほどこれも大臣の御答弁にございましたように、雇用の安定に関する事項という点を安定基本計画の中に定めるといふこととでございますが、この点に關しましては労働省と当局と事務的にも十分お打ち合わせをいたしまして、これは業種業種によって掲げている問題がいろいろ違うと思いますが、安定基本計画審議の場におきまして、先ほど大臣の御答弁にございましたように、今後のその業種の設備処理を進めるに当たりまして雇用安定という観点から必要な指針につきましてもぜひ定めていきたいと、こういうふうなことを安定基本計画の中にお話が出ましたから関連してお聞きしますが、政令、省令を出される場合には一応審議会に諮り、それを進められるものと考え、その中には、いま申されたように、関係労働者あるいは自治体の代表等を入れていただけるような御配慮があるかどうか、まずお聞きをします。

○政府委員(農務省) この法律を施行いたしますことに関連いたしまして幾つかの政令、省令の制定が必要となっております。簡単に申し上げますと、まず政令でございますが、一つは、先ほどのどういふ業種が対象になるかという特定不況産業の指定、それから、この法律は二段階になっておりまして、法定の業種ないしはただいま申し上げた政令指定業種の中で、いわゆる大多数の当該業種に属する事業者の方がぜひこの法律に乗って安定基本計画を策定し、設備の処理を進めていくと、こういう業界内の意思が一致をいたしました業界の申し出によりまして、いわば何と申しますか、第二段階の政令を指

定することになっております。こういう政令が一つ。それから、この法律施行のために、たとえば報告徴収事項を何にするかと、あるいは特定不況産業の信用基金の設立がございしますが、この信用基金に關係をいたします政令事項がございまして、こういう政令一つでございます。それから、規則の段階、省令段階でございますが、省令段階につきましても、たとえば、いま私が申し上げました業界の申し出の手続をどうするかとか、あるいは信用基金に關する省令、手続的な点を定める省令等がございします。そのほか、あるいはいま先生の御質問の中核的な問題かもしれないが、設備処理の対象の設備を何にするかといふようなことを決める政令がございします、また、その場合の技術的な能力の算定を決める省令等がございします。

この法律の中で審議会の意見を聞かなければならないことになっておりますのは、先ほど最初に申し上げました第二條の一項五号の業種指定の政令でございます。ただ、私どもは、その他の政令事項につきましても、したがって、法律上審議会に付するといふ手続にはなっておりません。それは主として技術的なものが多いということであらうと思っておりますが、ただ、この業種を指定するに当たっては、この業種については過剰設備の処理を進めていかなきゃいかぬ、こういう前提で業種を選ぶわけでございしますから、その段階で、一体この業種は何を対象に設備の処理をやっていくのか、あるいはそのときの設備の能力をどう判定するかといふことにつきましても、先ほど申し上げたように、私ども、それぞれの業種の部会なり小委員会にお諮りするつもりでございますので、そこで実質的なそういう点についての御議論も十分願って、それによって政省令の制定を図る、こういうことになると考えております。

○片山基市君 設備の過剰について、いわゆる廃棄をする、処理をするということになる、そのことが雇用に直接結びつくことであり、そのよう

事態を起こさせないように最善の努力をしようと労働大臣が労働の側から言われました。それから、通産の側から言いますと、それはおれの方の仕事だからとおっしゃるのでしょうか。いま私が聞いておるのは、政令、省令を出されるときの審議会を設けられるときには、労働者側の意見を入れて、聞くようにしてもらいたい。これはいわゆる参加の原理でございまして、自分の手を封ずるようなことになるのでありますけれども、やはりそういうことが今日近代社会で当然のことではないかと言っておるんですが、それはできるだけおれの方の官僚でやるし、賢い者がやるから、小委員会ですら、学識経験者でやるから、おまえ出ていけと、こういうふうに関係するんですが、まさかそういうことじゃないんでしょう。もう少し明確に労働者の、あなたの方は機械とか建物とか、財産とか金とか意地汚く言いますが、そうじゃないんです。人間のことについてお答え願いたい。

○政府委員(農務省) 私、ただいま先生の御質問のような御趣旨でお答え申し上げたつもりでございますが、審議会の場で生産能力云々と申し上げたが、これは先生御指摘のいろいろ労働者側の関心と申しますか、問題の事項がございしますが、そこは、先ほど申し上げましたように、この審議会もいわゆる一般的な本会議ではございせん、個々の業種別に部会なり小委員会をつくり、そこには当然その業種の労働代表も全部入っていただきますので、そこで御議論を願うと、こういうことでございします。

○片山基市君 それじゃ、大上段に振りかぶりはせずに関係の労働者の代表が入って、よくわかった上で処理されるものと理解をする。そこで、もう一度念を押しますが、私が申し上げたいのは、これはすぐに御検討いただけるかどうか。後に引き継ぐかわかりませんが、自治体といふんですか、自治体といふものが一つの受け皿になりますから、協力団体になりますから、そういう地域で失業が起こるということですから、地域

産業の関係があるので、どうしてもそういう点には配慮を願いたいと思うのですが、もし検討ができるならそういうふうにいましておいていただかないと、私は労働者と言いましたが、もう一つは、受け皿で言えば地方自治体がいわゆるそういうことについて当該のものがありませんが、聞けるようにならないでしょう。

○政府委員(濃野滋君) ただいま先生御指摘のよう、いわゆる構造不況業種と言われている業種の中には大変特定の地域と非常に密接な関連がございます。その業種のこれからの動向いかんではその地域経済に大変大きな影響を与えるというものがあつたことは、私ども十分承知をいたしております。

なお、衆議院の修正におきましても、第五十六条に都道府県知事の意見の申し出という規定でこの点が非常につきりいたしました。私どもは、ただいま御説明をいたしました業種別にこの問題を議論をいたしてまいりたいと思ひますが、この業種別の審議会の議論の場等で特に法律に基づく申し出が、仮にこれによるお申し出がなくとも、十分関係都道府県知事の御意見等あるいは市町村長の御意見を伺う、あるいは業種によつて特に地域的な問題が強い業種におきましては審議会のメンバーそのものになつていただく、こういう運用で地方の御意見というのを十分入れていくと、こういうふうで考えていきたいと思ひておられます。

○片山基市君 いまの御答弁で、必要な自治体については十分に参加をして御意見が述べられるというか、配慮ができるようにされると、メンバーに入つてもう一つも前提としてあり得ると、こういうことにお聞きする。

そこで、労働大臣にお伺いするのですが、実は昨日の職訓の議論のときにもありましたけれども、労働力を行使する場合の、いわゆる雇用を広げるための時短、週休二日制の問題について相当衆議院でも議論が進み、決議などもやられるように聞いておりますが、今日の段階でこういうよう

な経済動向になれば、また国際的な世論から言つても、日本の国でこれを契機に週休二日制について進める必要があるかと思つておるのです。それについては先だつてからいろいろなところで大臣がお答えをされていますから、その同じことは御答弁要りませんけれども、特にこういうような構造不況業種を中心として議論をし、中高年齢者のいわゆる離職者をどうしようかということになれば、仕事を分け合うという余裕も必要だし、新しく雇用をつくることも必要であります。その第一弾として労働時間の短縮、そして週休二日制、こういうことの上に立つていわゆる労働基準審議会の答申、衆議院の大蔵委員会の決議、労働省が先だつてからの御答弁しておることを踏まえて、もう一度雇用をつくり出していく一つの分配をするといふんですか、そういう意味での時間短縮についての取り組み、これについて御答弁願ひたい。

○国務大臣(藤井勝志君) 労働時間対策の進め方についてというので、いま御指摘の中央労働基準審議会の公労使一致の建議を受けたのが去年の末でございます。私は、この趣旨を踏まえましてその後しばしば関係委員会においても御答弁をいたしておるわけでございますが、もう議論の段階ではなくして、どうして実行に移すかということ、いろいろいま内部で相談をいたしております。とりあえず五月中には次官名において地方の局長あてに、労働時間対策の進め方について地域地域の労使関係の人たちを集めてもらつて、そして、この行政指導によつてとりあえず週休二日制、時間短縮、こういった問題を進めていく、これは当面まさに逆流にさおさすような困難な客観情勢にございますけれども、御指摘のごとく、いわゆるワークシェアリングという、こういった観点からひとつぜひこの労使の協力を得たい。ただ問題は、企業あるいは産業実態においていろいろ事情が違いますから、そこら辺の手かげんは、やはり企業そのものの経営を危殆に瀕せさせるようなことはできませんから、雇用の安定ということ

を考えながら、ねらいは雇用拡大でございますから、そういう線に沿つて具体的に五月中にすでに関係の労使を中心に話を進めていきたい、行政指導という原則のもとに話を進めさせていただきたい、このように考えているわけでございます。

○片山基市君 まあ、労基法の改正という手続を踏んでやっていただきたいというのが私の立場ですが、いまだ政府の方がそういうことであるとすれば、それでは、いわゆる安定基本計画、今度の法律の中でそれを進めるような項を起して前進をさせていたただけるようなことができればいいか。

○政府委員(濃野滋君) 今回の安定基本計画の中で、先ほど私が若干触れましたが、幾ら過剰設備があるかというものの算定の基礎をいたしました。いわゆる設備能力の問題のほかに、ただいま御指摘の労働条件の問題、業種によりましては非常に大きな問題であるということも私どもも承知しております。商工委員会の御審議等を通じても、そういう業種についての問題意識が議論になつております。ただ、今回の対象業種の実態を見てみますと、特に化学工業等、つまり装置産業部門におきましては、その設備自身は年間通じてフル操業というようなくさうございまして、その中でいけば労働者の雇用条件、労働条件というのとはどうかと、一応別個の問題という面もあるわけでございまして、私ども、主要業種につきまして、現在それでは週休二日制というのがどういふかということになっているか、若干の調査等もやつてみまして、したがって、根拠から、このただいま御指摘のございました週休二日制等労働条件の問題が非常にこれから議論になる業界はそれほど多くないのではないかと、こういう感じを持っておりますが、いずれにいたしましても、審議会の場で過剰設備の処理の数量を決める、あるいは将来どうしていくべきかということ、そういう業種によりましては大いにこの安定基本計画を策定する場合にも問題として取り上げられる、こういうことを私ども予想をしておるわけでござ

います。

○片山基市君 それでは安定基本計画の中には、労働時間に関する問題といふますか、雇用するものの内訳として週休二日制の問題等が議論をされ、策定の中にも組み入れられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(濃野滋君) 個々の業種につきまして、ただいま申し上げたように、大変その問題が大きな問題意識になりまして、審議会の検討の場で資本家側、経営者側、それと労働代表の方の間で非常に大きな議論になるという可能性もあり得ると思ひますが、ただ、それが必ずこの安定基本計画の中に、こうするのだというふうな合意と申しますか、コンセンサスを得ましてなるかどうか、この辺は率直なところ私もまだいまだ見通しは持っておりません。

○片山基市君 そういう計画の中に入れていただくことがやはりこの法案が仏つてくるといふことになる。大変むずかしいことですから、決意をしてもらおうと思つておるところです。法律で、国の力でカルテルのような形で共同決定をしてくれと、こういうふうな頼むのに、自分の方都合の悪いことは、これはおれの経営権だと、こういう厚かましいことを言わさぬように、やはりこれから近代化していくんですから、欧米並みにやはり労働条件をそろえながら企業として生産を上げていき、内容を高めていくということがありましようから、それは特にこういうような業界に顔を向けた形でなくて、当該の労働者をどうするかということ、これを特に労働省がきつと——労働省と通産省は裏表になつてがんばりますと言つたんですから、ひとつ今度は労働大臣、いまの話はいいが、進めてもらえますか。

○国務大臣(藤井勝志君) 労働時間問題ないし週休二日制、こういった問題はまさに労使が話し合ひをしていただくことが大切な前提でございまして、願わくばそのような話し合ひの場において、この安定計画の中にもそれが盛り込まれるという

ことで、個々の企業の実態に対応してこの計画が進められることを期待をいたすわけでございまして、そういう点について今後、これはもうせつからではなかなかできません。やはり目標を持って前進していく、着実に前進をしていっていただきたい、このように考えるわけでございます。

○片山基市君 昨日職業訓練の問題について議論をしまして、特にこういうような事態になりますと、離職することがあらかじめわかるのです。就職をさせる、協議をしていく、その段階では、就職をさせていく、転職させる先をまず保証して訓練を取りつける、そしてしっかりと自信を持って腹の底から、おれはちゃんと訓練を受ければあそこへ入れるんだからと言ってやれるように、通産省もそうでございますが、労働省もきちんとしてくれるのか。時間がありませんから、少しはしゃべった言葉ですが、労働大臣は、昨日私が相当申し上げたからおわかりだと思いますから、その点でひとつ明確にお答えいただきたい。就職ができるような状態、こういうような離職する人は就職する目標を決めまして、そして受取手に、大方いわれる職業安定所等を通じて、業界全体も協力して訓練をする。転職もありましようから、そういうことについては万端満ちるを期する、こういうことなのか、もうそれはここだけだ、この法律が通れば知らないよと、こういうふうなのか、きちんとお答え願いたい。

○国務大臣(藤井勝志君) 御指摘の点は大切なことであり、同時にまた、至極ごもっともなことだと私は確信をいたします。われわれといたしましては、そういう事態が発生した企業の実態を早くつかみまして、職業安定機関、そして職業訓練施設、こういったものをフルに活用し、同時に受け入れ側に対してもやはり事前にその受け入れ準備をしてもらえるような方向に努力をいたしたい、このように考えております。

○片山基市君 大臣が万全を期したいという意味のことを言ったことにおききます。これはなかなかむずかしいことであるから、そういう最

後になると少し頼りないこともありますが、けれども、しっかりとやるという意味だとする。

そこで、特定不況産業信用基金のことでございまして、内容を簡単に言っていたございまして、その上で雇用の安定となるものについては運用上十分な配慮がなされているということであろうと思っております。設備廃棄が即首切りということになり、首切りのための退職金を保証するということで、首切りのため、こう思いますから、この資金は、先ほど局長からお答えがありましたように、信用基金の運用については労働者の代表等が参画できる、こういうように理解をして説明を願いたいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(湯野滋君) 信用基金の全体の構想と申しますか、仕組みを簡単に申し上げますと、この法律の第三章に相当詳細に書いてございまして、まずその業務といたしまして、第三十九条に業務の規定がございまして、特定不況産業における計画的な設備の処理のため必要な資金、それから、この「設備の処理に伴って必要となる資金の借入れに係る債務の保証」を行うということが一口で申しましてこの基金の業務でございます。

この業務を遂行いたしますために基金は一定の資本金を持つことになっておりますが、この資本金は、当面、発足時におきましては、日本開発銀行から八十億、民間の出資または出捐を二十億予定をいたしております。まず百億で発足をします。民間の資金が集められるとさらにそれより増加するものがございます。これは、開発銀行は、ただいま申し上げました八十億を百億まで増額し得るということに発足当時としてなっております。これによりまして十倍の規模の保証を行うということになっております。保証に当たりましては、具体的にいろいろな技術的な問題がございまして、これは業務方法書で定めることになると思いますが、この業務方法書をどうするかという

ような個々の問題につきましては、現在、私ども、それからこの基金の監督官庁でございます大蔵省と一緒にございまして、銀行等の専門家と内容

の詰めを行っております。

なお、この基金の運用に当たりましては評議員会が設けられておりまして、この評議員会が基金の基本的な運営の方針等についての御相談にあずかることと申します。タッチをしていく、こういう仕組みになっております。

なお、この基金は債務保証という問題を唯一と申しましてよい仕事といたしておりますので、こういう情勢の中でございまして、きわめて簡素な機構で小人数でやっております。あるいは必要な保証業務等でございますから、開発銀行にその業務の委託をする、あるいは関係金融機関からの実質的な協力を仰ぐということで、非常に簡素な機構で動かしていきたい、こういうふうな考えております。

それで、この保証の対象といたしましては、最初に申し上げましたように、一つは設備の処理のための資金の保証でございまして、設備処理というのとは安定基本計画に従ってやるかっこうになっておりまして、安定基本計画の策定につきましまして、私たいたいままで御説明申し上げましたように、この段階で、関係者、特に雇用安定という観点から労働側の御意見等も十分参酌をして決めるわけでございます。それから、この設備の処理の推進に当たりましては、たとえば基本的には自主的な設備処理を進めていくというのがこの法律のたてまえでございますが、当然のことながら設備処理というのには企業の一歩根づきの重要な問題でございますので、必要な点につきましては労働間で十分な協議が行われるというふうなことも当然でございます。この法律におきましては十條の事業者のいわば努力規定と申します。か、配慮規定の中に、衆議院におきましても、労働組合とも協議をしてという言葉がはつきりありまして、私も、この規定を十分関係事業者が遵守してやるように、必要があれば産業所管官庁の面からも十分監督等をやりたい、こういうふうな考えておるわけでございまして、

○片山基市君 最後に、本法の制定後、先ほどから繰り返し言いましたけれども、安定基本計画、業種指定などの手続については政令によることとなりますが、その他のいわゆる省令、政令施行に際しましては通産省が十分に意見を聞くという立場で、いわゆる一方的にやらないということであらゆる方法を取りながら関係者の、特に労働者の意見は聞かれるものと思っております。関係の地方自治体等についても、行政上円滑にいくために努力されると思っております。そういうことで繰り返し労働大臣、通産大臣にこの法律施行に当たっては、主体の労働者、関係者の意見を十分聞くという点について異存がないかどうか、お聞かせを願って終わります。

○国務大臣(河本敏夫君) 御趣旨のような方向で運営をいたします。

○国務大臣(藤井勝志君) 労働省といたしましては、労働あつての経済活動でありますから、御趣旨に沿うように十分努力をいたします。

○片山基市君 終わります。

○田代富士男君 昨日の福田総理の記者会見で、訪米を前にいたしましていろいろお話をされておられますが、世界に対して責任を果たすという立場からの特に海運、造船に關しての発言を見てみますと、タンカーの石油備蓄とあわせて仕組み船の工夫と輸出船の二十億—三十億ドルの削減問題について述べられておりました。このタンカー備蓄につきましましては改正法案で現在審議されているところでございます。

最初に、私はこの仕組み船の工夫についてお尋ねをしたいと思います。

わが国の黒字減らし、その対策の一環といたしましてわが国の海運が仕組み船を買い戻す、それとともに、買い戻した船に日本人船員を乗せてはどうかというところではないかと思われるのでございまして。その場合、当然船員費が高い日本人が乗るといふことになりまして、経営面でもこれは問題がないわけではないう、そういうことを考へて、山元海運局長が外貨貸し出しによる助成をする考へを述べておられますけれども、その場合の条

件というものはどういふものになるかということ
をまずお聞かせ願いたいと同時に、海運にとつ
て、こういう施策をとられましても、海運にとつ
ては借金になります、この点をどう考えるの
か。また、それと同時に、返済期間というのが三
年ということになりますけれども、現在の海運
の不況の状況から見た場合に三年で立ち直ること
ができるか、あるいはもう少しの場合に返済できる
というところは考えにくいのではないかと。そういう
面からもう少し緩和すべきではないかと、そういう
ことも検討してもよいという面での発言があり
ましたし、そういうことに基づいてその後の
構想というものはどのように発展したのか、まず
最初にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(福永健司君) 仕組み船の問題につ
きましては、ただいまのお話にもありましたよう
に、人の面、金の面、物の面、いずれの面からも
かなりの問題がございます。しかし、これが運用
よろしきを得るならばそれなりの成果も上げられ
ると、こういうふうに思ひわけでございます。た
だいま関係各局等においても鋭意心配をいたし
ておるところでございます。

まあ、船員関係等につきましても、現に運輸省
の中それ自体で担当する仕事によりまして多少立
場の違う等のごときでございます。だがしかし、こ
れらを調整いたしまして、何とかして成果ある方
向へ持っていくたいと、こういう次第でございま
すが、若干具体的に担当局長、課長等から答えさ
していただきたいと存じます。

○政府委員(後藤茂也君) 若干細かいことにつ
いて御説明をさせていただきます。

去る二十一日の経済関係閣僚協議会におきまし
て黒字減らしの対策の一環として緊急外貨貸し制
度の弾力化ということが決定をされました。た
だいま話題になっております仕組み船の買戻しも
その対象として検討されることとなつておりま
す。海運企業がその活用を望むならば、私どもと
しては、できる限りその利用を可能とするように
努力し、黒字減らしに協力をいたしたいと、この

ように考えております。従来、仕組み船の買戻
し構想につきましては、その弾力化された結果の
外貨貸し出しの条件が現在の仕組み船の船主にと
つてこれを受け入れるに足るような条件であり得
るかどうかということが問題でございました。今
回御決定になりました弾力化の結果、長期にわた
る外貨貸しの制度と、端的に申せば、三年で区切
らずに十年とか、そこいらの長期にわたる
固定利率による外貨貸しの制度というものが検討
されることになりました。したがって、船主
の要望というものはその限りにおいては一応満足
される、期間について申せばそういう状態でござ
います。

なお、これが実現のためには、さらに担保の問
題でありますとか、税金の問題でありますとか、
か、そういうようなことをさらに煮詰めてまい
る必要があるかと存じます。ただいまの仕組み船
の現状を見ますと、五百数十隻程度のいわゆる
仕組み船というものがあつてございまして、
でも、そのうちの約一割程度のものは現在でもな
おかつ外国籍のもので日本人がそれを運航して
おるといふものがございまして、したがって、日
本人が運航しているような仕組み船につきましては、
は、先づ御指摘の船員費がかつて高くなるとい
う具体的な問題が起らないといふふうに考えら
れますし、実際にどうかかわりませぬけれども、
実際の可能性としては、まずその一割程度のもの
から他の条件を整えれば漸次実現するのではない
かといふふうに考えます。ただ、船員コストが元来
日本人船員の場合に高いと、かるがゆえにこそ脱
日本政策とか、そういうようなものを船主が
とつており、仕組み船が発生した一つの原因とな
つておるわけでございますけれども、この仕組み
船買戻し政策というものを契機にして、日本人
の雇用の機会を仕組み船を買戻すことによつて
広げるといふことに基づいては、さらに労使間
の話し合いなり、その他一工夫も二工夫もさらに
詰めていく必要があるかと存じます。

○田代富士男君 次に、石油の備蓄についてお尋
ねをしたいと思ひますが、この石油備蓄自身につ
きましては、エネルギー危機に対する国家的な施
策とか、そういういろいろなものがございませ
うが、きょうは造船業界の不況対策の立場から、そ
ういふ観点からこの問題をしばらくしてお尋ねし
たいと思ひます。

石油の洋上備蓄基地の問題でございしますが、こ
れはいろいろ検討されていると思ひます。備蓄自
身には陸上タンクあるいは地下タンク、洋上タン
クあるいはタンカー等の方法がございしますが、造
船業界が手をかけられると思はれるのは洋上タンクと
タンカーの問題ではないかと思ひますが、そうい
う意味から政府として石油備蓄計画を国家プロジ
ェクト、民間プロジェクトでいま計画されてお
りますけれども、そこをまず御説明をいただきたい
と思ひます。

○政府委員(橋本利一君) ただいまお話がござ
いましたように、洋上備蓄は、現在主として陸上備
蓄に依存しているのが国で初めての試みというこ
とで、いよいよ実用化の段階を迎えてきたという
ことでございまして、具体的には上五島の例をとつ
て申し上げた方がわかりいかと思ひますが、こ
の計画では一基八十三万五千キロリッターの貯油
槽、タンカー船と申し上げてもいいかと思ひます
が、これを七基同じ場所に集中的に設置いたしま
して、約六百万キロリッターの石油備蓄を実施に
移そうという計画でございまして、現在三菱重工
あるいは日本鉱業等の数社が中心になって推進い
たしておるわけでございますが、このプロジェクト
につきましましては、現地の上五島町では昨年の十
二月に誘致決議をいたしております。ただいま申
し上げましたような関係企業は周辺の市町村ある
いは関係漁協と話し合いを進めておるといふ段階
でございまして、この四月の初めに消防庁あるいは
海上保安庁でこの洋上備蓄にかかわる安全指針を
策定いたしまして、現在その指針に基づいて安全
基準を作成しておるといふふうに承知いたしてお
ります。この基準ができれば、地元との折衝
も安全問題も含めまして本格的な折衝に入り、や

がては着工の段階に至るであらうと、かように見
ておるわけであります。

○田代富士男君 いま上五島の計画の御説明を
いただきました。私もこの計画書を見ましたけれ
ども、きょうは時間がありませぬから改めてお聞
きしようと思ひますが、民間のプロジエクトの問
題等についてはお答えされなかつたんですが、時
間がありませぬから省略しますけれども、上五島の
問題をいま御説明されましたから、それでお聞
きいたしますと、いまお話にありましておりに、こ
れは三菱重工が中核となりましてプロジエクト
でございまして、そうしますと、洋上備蓄のタン
ク等も当然これは三菱重工関係において担当す
るんじゃないかと思はれるわけなんです。そうし
た場合に、当初に私が申し上げましたとおりに、造
船業界全体が恩恵を受けるという立場から見
れば、そういう特定の企業にそういう特定な場所
を与える、それが国家的なプロジエクトである
といふことになれば問題がないとも言えないので
はないかと思ひますが、こころあたり、運輸大臣
いかがでございませうか。

○国務大臣(福永健司君) この種の仕事がふえ
ますことは、申すまでもなく、苦境にあえいで
いる造船業界に対して需要の創出をすることにな
りますから、全体として、もとより私はそういう面
でのプラスはあると、こういうふうに考えます。た
だ、いま田代さんのお話のように、その種の
のが余り独占的なことになるといふことから、な
お考えることが必要ではないかという御示唆で
ございまして、私もさうに存じます。いまいろいろ
に關係いたしますので、余りはつきりとは私も申
せないものであります。たとえば上五島のこう
いうのが始まると思ひますと、ほかへもい影響
が及ぶことが私は望ましいと考へております。そ
ういふようになるかならぬかはわかりませんが、
これは地方公共団体の人たちが等という表現によ
ってお許しをいただきたいと思ひますが、まあ九
州、ことに長崎県等での造船が非常に苦しんで
おります状態等と関連いたしまして、三菱ばかりで

なくて、ほかへも、特に困っているようなところへある程度回してやるのが望ましいんだということ、ある種の意見が出ております。私もその意見等もごもつともなところであるというように思っておるわけでございまして、まだどこへどうというようなどころまではいっておりませんが、その話の方向をそれ自体は私は望ましいものであると考えておる次第でございまして。

○田代富士男君 いま御説明がありましたとおり、六百万キロリッター、七基のこういう設置がされるわけなんです。そうしますと、この上五島というところは、私はまだ現地へ行つたことはありませんが、いろいろ調べてみましたら、その付近というものは非常に漁場としても適しているし、国定公園でございまして、そういうものが指定された近くである。そういういろいろな検討しなくちゃならない要件がありますが、特にこの水産及び漁業行政の立場から、こういう二百海里の問題等がありまして厳しくなっているという状態も兼ねまして、国家的なプロジェクトとしてこういうことをされるということに対して、水産庁の立場としての基本方針はどういうものをお持ちであるのか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(恩田幸雄君) 石油の備蓄につきましても、これは国民経済上もまた国民生活の上から見てもやはり非常に必要なことであらうと考えております。ただ、私も水産庁といたしましては、やはり漁業の振興を図りまして国民に水産動植物を供給するという役目を持っておりますので、あくまでもこのような洋上備蓄等が行われます場合には、極力漁業への影響を少なくしていただくというところで考えてまいりたいと思つております。なお、具体的に計画を実施される場合には、当然のことながら、地元の水産業者の理解と納得を得ていただくように関係各省にお願いをする所存でございまして。

○田代富士男君 いま申されたとおりに、こういう日本人の食生活の上から水産動植物の提供をやるためには、そういう漁業に關係のないようにと

いうことでございしますが、それとあわせて地元漁民に対する対策というものも慎重にやってもらいたいということもございまして。私はこれが一番の問題じゃないかと思ひます。まあ、福永大臣といつも運輸委員会が質疑をやっているわけなんです、成田の問題も、もとをたせば最初に農民との対話といひますか、話し合いというものをやっておけばよかったんだと。この前、あの農民代表と大臣がNHKのテレビを通じて対談されたときにも、端的な言い回しとして、ボタンの一つつけ間違ひがいままで来ているんだというような話も出ておりました。このように、いま水産庁の立場から、地元の水産業者のそういう了解を得なければというところでございしますが、いまでもそういう過去に例がないわけなんです、どうしててもこれは慎重にやらざるを得ない。しかし、今度は通産省の立場からするならば、こういう国家的なプロジェクトを組んでやろうとしていらっしゃる。これも国家的立場からするならば考えなくちゃならない、こういうところでもいろいろ利害關係というもののでき上がつてくると思ひますが、何はともあれ、漁民、そういう地元に対する対策、要望というものは聞かなくちゃならない。そういう意味から、通産省はこういうものを推進していく場合におきましても慎重な態度で臨んでいかなくちゃならないと思ひますけれども、河本通産大臣いかがでございませうか。

○国務大臣(河本敏夫君) この石油備蓄問題の重要性につきましても、もうすでに御案内のこととございまして、申し上げませんが、これを円滑に進めていきますためには、やはり地元との話し合いということがもう先決でございまして。したがって、先ほども長官が答弁をいたしましたのが、安全基準というものが決まりましたならば、それを受けまして地元との話し合いを十分する所存でございまして。

○田代富士男君 いま安全基準が決まったならば地元との話し合いを始めるとおっしゃいますが、いま上五島の問題につきましても、いまでもこうい

うことが計画されているということについての話し合いは一回もされてないんですか、どうでしょう。

○政府委員(橋本利一君) いまお話の出でおります上五島における洋上備蓄は、いわゆる民間備蓄の中の共同備蓄方式で考えておるというふうに承知いたしております。したがって、先ほど申し上げました関係企業は、上五島町の誘致決議の後、関係の市町村あるいは関係の漁協とすでに話し合いに入つておると報告を受けておりますが、先ほど私が申し上げましたのは、安全基準ができればより具体的に本格的に地元との話し合いに入り得る、こういう意味で申し上げたわけでござい

ます。それからもう一つ、造船との関係で御指摘がございましたが、先ほど申し上げました八十三万五千キロというタンクは非常に大きなものでござい

ます。これは結局造船所のドック等を使って建造されるものというふうに私たちは理解いたしておりますわけでございます。そこで、この上五島の問題につきましてもいろいろ問題があると思ひます。実は一昨日もこの参議院の公害特別委員会におきまして、公害問題と環境庁の立場からこの問題は取り上げられておりますが、きょうは時間がありませんからこの問題は省略いたしますけれども、いまここに設置しようというこの事業というものは、あくまでも造船業界の不況対策の一環としてこういうことが考えられておるわけなんです。確かにそれは造船界にとりまして、一つの仕事を与えるという立場では結果をもちたかと思ひますが、こういう洋上備蓄のタンクというものは、従来の造船の性格と違うものではないかと思ひわけなんです。

そうしますと、造船に關係した、そういう不況にいま行き詰ましているそういう人々を救おうというわけなんです、そうしたらそのタンク部門のそういう人々には仕事があるかわかりませ

んが、造船界には技術的にも五百種類の技術的な問題があるわけなんです、これは船であるならばエンジンだとか、そういういろいろなものがありま

すけれども、タンクとなると限られたものになつてくる。そういう場合に、一面においては恩恵を与えるかわかりませんけれども、そういう関係工業に對しましては、不況対策の一環というところになり得ないのではないかと。同じ造船業界、それに關係したそういう人々に対する公平な対策ということにはなり得ない、片手落ちの面も出てくる。そういう意味から、片手落ちのないような対策を講じなくちゃならないと思ひますが、運輸大臣いかがでせう。

○国務大臣(福永健司君) 完全に同じようにということはなかなかむずかしいと思ひます。ただし、いづれにしても、新たな需要が創出されますというところになりますと、その方へ技術なり労働なりというものがかなり向けられるというところでございますから、業界全体にとつては、まあいろいろいいことがあるわけでございしますが、したがって、そういうことを直接利益として受けるところがどの会社のどういう部門というふうなところになりますと、いろいろ關係はございまして、やっぱり彼此融通し合つて、あるところがよければほかへもそのいいことが及ぶようにという配意がやっぱり必要であらうと思ひます。そういう意味から申しますと、ひとりその仕事に携わる者だけでなく、広く多くの者がその恩恵を受けるというふうなことになるようにぜひ配意したいものである、こういうふうに存じます。

○田代富士男君 そこで、何といたしてもこの造船業界を初め、不況に瀕している業界を救うには、参考人のお方たちから二回にわたりまして意見を聴取した折にも一貫して言われたことは、仕事量を確保したいということもございまして。その一点に尽きるところです。

そこで、運輸省からいただいた資料を私にこに持つておきますが、運輸省といたしましてこの仕事量の確保のための対策というものをここで

立てていらつしやいます。いま私の手元に大きく分けて五項目あります。それと、今度はその造船業界の当事者からこのようにやってもいいという工事量確保対策、この点につきましては六項目出てるわけでありまう。参考人の意見も聞き、またこの運輸省の仕事量の確保対策も聞きまして、私もじつとこれを考えてみましたら、たとえば最終的には基本線は一致すると言われるかわかりませんが、具体的にやってもいいと言われる内容が運輸省と業界からの要望と一致している点は一つしかない。私は、こゝらあたりは何とかなしないことには最大の効果を上げるわけにいかないと思うんです。運輸省は仕事量の確保対策として、第一番目には輸出船のための輸銀資金の確保、二つ目には経済協力等による船舶輸出の促進、三番目には内航船等の代替建造の促進、四番目に官公庁船の増強、五番目には造船業等の新需要開拓のための調査指導等ということをやって仕事量の確保に供していきたい、こういうことでございますが、業界から要望として出されている工事量確保対策は、まず一番最初に日本船のスクラップ・アンド・ビルド、SB方式、二番目に官公庁船の代替建造、三番目に国内LNG船の建造、四番目に石油の洋上備蓄基地、五番目に浮体工法による海上空港の建設、六番目に公共事業等の促進、いま申した中で両方とも一致しているのは官公庁船の代替建造だけでございます。そうした場合に、いま言うとおりに、これはやはり呼吸が合うということがすべての面の結果としてうまくいくんじゃないかと思いますが、この点に対して、大臣、どのように調整を図って仕事量の確保のために対策を講じておゆきになる決意であるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(福永健司君) いま田代さんからお伺いをいたしました点について、なるほど文字の上では一方が五つ一方が六つで、びたりと合うのは一つではございますが、たとえば参考人等が述べられたそういうものにつきましても、別に運輸省がそれはやりませんと言っているわけではなく

て、つまり両方から出ましたものが矛盾をする一方を立てれば一方が立たないというほどのものではないと私は考えるわけでございまして、運輸省は運輸省なりに五項目を挙げておりますが、むしろ、いま伺いますと、業界が挙げている項目は、かなりそれに対して新しい部門を挙げているようにございます。中には素人たる福永健司が浮体工法による構造物等なんかを知らぬけれども、そんな感じがして申しましたが、業界がそういうのを挙げてくれているところを見ますと、まんざら素人の言うことも間違っていたんじゃないというふうな気もするわけでございます。それでありますだけに、運輸省といたしましてもぜひそういうことをいろいろやらなければならぬし、それから、いまお聞きいたしますと、公共事業と関連しての要望が出ています。私はそう思います。公共事業の中にも造船等が必ずしも船をつくるということだけでなく、よく似た仕事をしてこの不況時を乗り切るといふことは大変望ましいと思うわけでございまして、そういう意味から、私自身もたとえば建設大臣とも話をいたしました。そういうふうな造船業が助かるような公共事業、またその発注等をする場所もなるべく造船業が助かるような地帯、そういう地帯へその種の公共事業を割り当ててもらうとか何とか、そういうことが望ましいと思ひまして、大臣間でも折衝をいたしまして、現によく理解をしてくれて、そういう仕事も若干やっております。まだほめていただくほど大したことではございません。なおこういふことに努力をいたしまして、いま御注意の多少食い違っているところはございますが、業界の方でも喜んでくれるようにいろいろ配意するよう関係の係の者等に対しましては私から強く申し上げておきたいと、そういうふうに存じております。

○田代富士男君　時間が来ましたので終わります。

○目黒今朝次郎君　時間もないようでありますから、若干抽象的なことになる点もあらうと思ひ

「委員長退席、農林水産委員長鈴木省吾君着席」

ひとつ意のあるところをくんで要点を簡潔にお答え願いたいと思います。

私たちは、この法案を読ませていただきますと、安定基本計画を作成をして造船設備の廃棄をするというところにこの主眼が置かれておるようであります。他の分野は別にして、われわれは運輸ですから、運輸から見るとそういう前提で書かれてゐる。そうしますと、設備の廃棄は好むと好まざるとにかかわらず、そこに働く労働者の解雇ということが出てくる。法案の中には雇用の安定であるとか、あるいは適切な措置であるとか、いろいろなきまりごとを使っておりますが、現実の段階では、設備の廃棄はいわゆる造船労働者の解雇であるいは下請関係業者並びに労働者の方々の解雇ということにつながつて、法案のたき台になっている雇用の安定とは逆の方向にいくものを持つてゐるのじやなからうかと、こんなふうに思いました。説めば説むほどその意を強くするわけでありましたが、この安定基本計画の作成の段階で、いろいろな手続についてはもう皆さんが専門家ですから省略しますが、最も大事なこの造船労働者並びに関連産業の業界並びにそこに働く方々、その方々の雇用の確保ということについてどういう基本的な理念で本案の作成に当たつたのか、通産大臣と運輸大臣の二人の見解をまず冒頭聞いておきたいと、こう思います。

○国務大臣(福永健司君) 御説のように、雇用の安定ということにはぜひ必要でございますが、やりやうによりましては、いま目黒さん御指摘のように、マイナスの面が大きく出てくるということには、これは否定できないと思うわけでございます。私といたしましては、ぜひ企業も安定させると同時に、雇用の面も安定をということ、これが、望ましいわけでございますして、そういうことのたために別途いろいろ御注意等もいただいておりますが、その雇用の安定ができるようにいろいろな仕

事をふやさなければならぬ。これも船それ自体に申すに及ばずでございますが、先刻来他の御質問にも出てきておりましたように、いろいろ別のことをやる、別というよりもさらに進んで新しい分野の開拓もするというようなことを広範にやっていかなければならぬわけでございます。ただ、この法案におきましては、直接の目的とするところからいたしまして、目黒さん御指摘のような面がやや目立って目につくような気がするわけでございしますが、決してそれなるがゆえにそういうことでよろしいというように考えているわけではございません。ぜひ仕事も安定する、雇用も安定するということ、それを全体として望みつつ対処しているのであるということに御理解をいただきたいと存じます。

○国務大臣(河本敏夫君) 構造不況業種に対する一番の考え方は、景気全体をよくいたしまして産業の操業率を上げることだと思っております。これが計画どおりいきますと構造不況業種の大半の問題は私どもは解決されると、このように理解をいたします。ただししかし、何分にも長い深刻な不況の後でございますから、やはり依然として幾つかの構造不況業種は残ると思うんです。そういう業種は万やむを得ず業界の方々の自発的な意見が整いますと一定の設備廃棄を行うことになりまして、それに対して政府がこの法律によりまして協力をしていく、こういうたてまえでございますが、その場合のやはり最大の課題は雇用問題だと考えております。雇用問題につきましては、衆議院段階でも数カ所で修正が加えられ、あるいはまた新しい条項が新規に加わっておりますが、雇用問題につきましては、あらゆる角度から万全を期していきたいと考えております。

○目黒今朝次郎君 理屈としてはわからないわけじゃないですけれども、政府も公共投資でこの雇用を創出するということを何回かここ三、四年叫んで力説したにもかかわらず、依然として常用雇はふえるどころかどんどん失業者が出てくる。あるいは好況産業等における残業時間等について

ある程度政府も指導して、その残業の分については常用労働者をふやすように何とかならぬものかという点については、予算委員会でも何回も、同じ答弁の繰り返しで今日まで来ている。ただ、いま運輸大臣がたまたまた新たな分野の開拓が必要だ、しかも広範囲にと、こういう言葉じりをつかまえるわけじゃありませんが、私は運輸で、運輸の造船を考へる際に、造船の設備廃棄をした際に新たな分野の開拓、広範囲にということと仕事の創出、雇用の創出ということについて並行的に行わなければ、いわゆる会社の方は設備廃棄をして新しい事業を考えていくだろう、あるいはそのままバアになるかもしれぬ、そうすると廃棄された方の労働者はどうなるんだ、仕事があればいいけれども、仕事がないければ失業保険、雇用保険——雇用保険だつて三ヶ月か六ヶ月。ところが、造船関係というのは、御存じのとおり、一年か二年という非常に長い期間がかかる仕事をやつたと、そうしますと、しよせん手当てを誤つてしまえば、設備廃棄はイコール社会問題を起こしかねない。何回も言われているとおり、この問題で自殺者が出たり、あるいは首つりが出たり、そう考へると、私は、この法案の一番欠けておるところは、設備の方は見るけれども人間の方をどうするのだ、その辺の裏表と言いますか、車の両輪と言いますか、そういう人間の方の配慮が非常にこの法案は欠けていると、こう思うんですが、いま一度、人間の方の欠けている面についてどういう配慮をしたのか、また、どういう配慮をしようとするのか。これもくどいようですが、両大臣にもう一回、対等な設備と人間、この位置づけをどういうふうな政治の場でとらえてこの法案に生かそうとしたのか、もう一回くどいようでありますがお伺いしたい、こう思うんです。

○国務大臣(福永健司君) ただいまお話のように、両面を並行して行つていかなければならないということにつきましては、

〔委員長代理鈴木省吾君退席、委員長着席〕
おっしゃるとおりであると思うわけでございま

す。この法案そのものにその種の配慮が見られるような文字があらわれないというところは、これはおっしゃれば、まことにそれはそのとおりで残念に存じますが、行政全体のあるべき姿といたしましては、まさにお話のような気持ちで臨んでいかなければならないわけでございまして、幾つかそういうことをいろいろな面から進めてきておりますが、これとてもこの深刻な事態に処するにはまだまだ足りないと言へば、そのとおりでございまして、今後鋭意そういう一面の方の仕事を進めていかなければならないと強くそう存じている次第でございまして。

○国務大臣(河本敏夫君) 構造不況業種を立て直すために第三条で安定基本計画をつくることになつておりますが、安定基本計画の中には転業のための計画等も入ることになっております。私は、広い意味では、先ほど運輸大臣は新しい仕事をつくり出していくということを言われましたが、新しい仕事をつくり出していくということも一つの転業ということに当たるのではないかと考へます。そういうことも配慮しながら安定基本計画がつくられるわけでございしますが、その場合には審議会の意見等を聞きまして十分な配慮が当然行われませんが、同時に労働組合との話し合い、あるいは下請中小企業との話し合い、あるいはまた地域代表者との話し合い、そういう話し合い等を通じて雇用の問題についてもいろいろな配慮等が当然加えられるわけでございしますが、それじゃ具体的にどういう配慮かと言いますと、これは場合によりましては設備の廃棄の仕方、タイミング、こういう問題につきましても組合側と十分調整が必要かとも思います。それから企業の内容いかんによりましては、出向あるいは配置転換、こういうこともよく打ち合わせる必要があろうかと考へます。

それから、先ほど言いました転業というふうなことにつきましては職業訓練と、こういうことが必要かと思ひますが、しかし、それにいたしましても、全然雇用問題が発生をしないということでは

はございせん、そういう場合には、企業の幾つかの雇用対策がございしますが、そういう雇用対策をフルに活用いたしますと同時に、特に労働省の方では最近中高年労働者に対する対策等についていろいろ御配慮していただいておりますのでございしますが、そういう御配慮も含めまして、とにかく雇用問題に対しては万全を図っていくと、こういう心構えが必要であると理解をいたしております。

○目黒今朝次郎君 そうしますと、法案をずっと読ませてもらつて、いま両大臣の言つたことを法案の中でちよつと私なりに気がつたことをお伺いしますと、たとえば「雇用の安定等」の第十条で「労働組合と協議」をする、こういうふうな言葉を使つておるんですが、これはきょう労働省でないからあれですが、これは私の経験による、この協議というやつはくせ者であつて、非常に首切りを合法化するための手段に使われやすい、こういう私は経験を持つておるわけであります。少なくとも首切りにつながる、生活の破滅につながるというところから考へると、この「協議」は完全な労使の合意だ、こういうふうな解釈並びに国会で確認しておくべきだ、こう思うのです、いかがでしょうか。

○政府委員(濃野滋君) 第十条の第一項におきまして、衆議院の修正によりまして、「労働組合」と協議して、その雇用する労働者について、「云云」という規定になっております。設備の処理と云うことは、これはもう企業と申しますか、企業の経営者の方から見まして、将来この企業をどうするかという非常に大きな問題でございまして、ただいままで御指摘のございましたように、労働者の立場から見しても大変大きな問題でございまして、企業全体として、労使が、将来の企業がどうなるか、安定をしていくかということに關していはば基本的な問題であるかと私は思ひます。ただ、労使の間は労使の自主的な交渉事というふうな考へておりました、この法律案、衆議院の修正によりまして「協議して」「云々」となりま

したが、私もいわば産業官庁という立場から見ましても、大臣から重ねて御答弁がございしますように、この設備処理を進めるに当たりましてはやはり雇用の安定と申しますか、これは非常に大きな問題でございまして、私は、この十条の規定を十分各事業者が趣旨を体しまして設備処理、それに伴う雇用問題について、合意とか同意とか、あるいはそういう法律的な問題は別にいたしまして、十分労使間で協力をし、納得がいくような運営が行われる、こういうことを期待しておりますし、必要があれば私どもはそういうかつこうで事業者側に対してこの法の運用についての指導と申しますか、そういう態度で臨んでいきたい、こういうふうな考へておるわけでございまして。

○目黒今朝次郎君 あなたは余り労使問題を知らないからそういうきれいごとを言つてゐるのだけれども、私はそんなことは百も承知なんだ。「協議」という内容は合意というふうな確認していかうか、こう言つてゐるのですから、端的にイエスカノーか言つて下さいよ。

○政府委員(濃野滋君) 私どもは、法律上「協議して」となつておりますので、法律上、協議をすることが事業者の努力の目標、義務であらうと考へております。

○目黒今朝次郎君 言葉じりをつかまえるわけじゃないが、あなたは先ほどの答弁で納得すくということを言いましたから、この「協議」とは、あなたが前段に話した納得すくというふうな解釈していいわけだ。

○政府委員(濃野滋君) 先ほど御答弁申し上げましたように、設備処理を円滑に進めていく上には、労使間が協力をし、納得すくでこの問題に取り組んでいくという基本的な態度が必要であらうと私は思つております。

○目黒今朝次郎君 それは確認します。いいですか。

それから二番目に、第二条の四項の、いろんな審議会の意見を聞いて云々とありますね。この審議会には労働組合の代表やあるいは関連下請代表

の方が入って審議会もあるし、入っていない審議会もあるわけですが、入っている審議会は結構なんですね。入っていない審議会については、この第一条の「目的」の修正の趣旨に沿って、審議会には労働組合の代表などあるいは関連中小の代表を加えるような措置をとるべきだとう思います。いかがでしょうか。

○政府委員(渡野滋君) 御指摘のように、私どもただいままで各種の審議会での法案の御審議をお願いする前に業種別の問題のいろいろ討議を進めてまいりました。その中に御指摘のような労働側の代表の入っていない審議会もございました。そこで、今回の法律に基づきまして、いろいろな点につきまして審議会の諮問を得るようになっておりますが、私どもは、基本原則といたしまして、第一に、この問題は業種別に審議会の中に部会なり小委員会をつくりましてその業種の問題だけを議論する場をつくる、第二に、その場には関係労働側の代表も当然参加をさせていただく、こういうことで審議会を運営してまいります。

○目黒今朝次郎君 じゃ、それはお願いします。それから、第九条と第十三条、国の資金の確保、それから特定不況産業信用基金の目的の中にいろいろあるわけでありまして、九条と十三條の關係のお金については、たまたま通産大臣が、転業にかかわる仕事云々という言葉を述べたんですが、いわゆる転業あるいは再教育、場合によっては今度のSSKに見られるような、八十億の退職資金の融資その他の問題で大部分世の中を騒がしたのですが、ああいうようないわゆる退職金などと設備破産に絡まるいろいろなすべての問題を原則的に資金の中に含むのかどうか。特に雇用にかかわる問題等については十分の中に含まれると私は善意に解釈するのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(渡野滋君) 九条の資金確保の規定は、まず一般的には、こういう設備の処理等を進めていくに当たりまして必要な資金の確保に努めるといふ一般的な訓示規定でございますが、具体的に国が——国がと申しますか、私どもがた

た考えておりますのは、たとえば先ほど大臣の御答弁にございましたように、設備の処理を進めていく上で、業界によりましては新しい事業の転換をやつていかなければならぬという業種がたまたまあると思います。そういうふうな将来にこういう事業を始めていくといういわば新しい事業に対する設備資金等につきましては、たとえば開発銀行の資金の貸付対象の中にそういう特別枠を設けてこれを拡大をしていくという業種のことを具体的に考えております。すでに繊維産業、あるいは今回の法律案によりまして安定基本計画に基づいて設備処理を進めていく対象業種につきましては、その開発銀行の資金融資の対象にしていくというふうなことを考えておりますし、それから十三条の債務保証の対象は何であるかというところでございますが、これは一つは、当然のことながら、設備の処理に伴いまして設備の担保抜き資金が要するというような点、それからただいま先生の御指摘のございましたような、安定基本計画に従って労使間で話し合ひができて退職金が必要になってきたというような場合に、この退職金の借り入れに対する債務保証、こういうものを対象として考えておるわけでございます。

○目黒今朝次郎君 わかりました。できれば私は、第九条の中にも退職金あるいは雇用安定に必要なお金が必要な場合にはやはり融資その他の便宜を与えられ、いろいろな労働関係の法律があることは百も承知の上で私はこの要請をしておるのですが、第九条の中にもやはり再検討を、いま十三条でやったようなことも含めて検討してほしいなど、これは時間がありまけんから、論争をやつたらかかりますから、要望だけしておきます。

それから次に、われわれも長崎の実態を見てきました。あるいは同じ運輸の調査団が四国、下関なども歩いてきたわけですが、私から言うまでもなく、大型造船所はいわゆる造船部門と機械部門とこういう二つの部門を持ちながら、き

めて苦しいながらもそれなりに操業なり調整をしている。ところが、中小事業造船所は、もう専業です。造船の受注がなければどうにもならない。最近の例では、発注がありませんから、大型のドックを持つておるところは、百トン以下の小さい漁船まで競争入札になりますから、競争入札になります。どうして大手が勝つて中小事業の方で落ちるできない、こういうことを繰り返しておるわけなんです。その中で安定基本計画をつくられると、そういうことがもたら業界の力関係、大手と中小の關係、こういう力関係に比例されて、弱肉強食という形で、業界の再編成ではないけれども、実際には業界の再編成につながって中小造船は切り捨てられていってしまう。しかも国家権力をもって今度は切り捨てられていってしまう。そういう道筋がずっと敷かれるのではないかと、また敷かれてしまふのではないかと、こういう危惧が非常に中小事業造船の中に強い、これは労使とも強い。したがって、下請においてはますます脅威感を持つてくる。

ですから、業界を歩きますと、私も佐世保重工、三菱長崎造船所、林兼造船所を歩いて、この法案を一日も早く成立させてくれという請願は遺憾ながら一カ所でも受けませんでした。むしろ中小企の皆さんをかばいながら、仕事をとってくれと、そして大手にだけ行かないように、やっぱり造船の船の規模によつてチェックするような上限をつくつて全体が苦しいながらも立っているような方法を考へてほしいという方が、むしろ請願なりあるいは事情説明の主体であつたわけでありまして、でありますから、私はそういう実態から考えますと、この法律が業界の再編成を誘発して、いわゆる中小事業造船並びに下請關係を切り捨ててしまふというふうなものではないといふことをやっぱり国会の場できつと両大臣からはっきり聞きまして、そういうような弱肉強食の内容を持つようなものについては安定基本計画で全部チェックして、それは認めない。そういう法の運用を行ふんだということをやっぱりこの際

皆さんに向かつて明らかにすべき政治的な責任がある、私はそう思うんです。したがって、本件問題について通産、運輸両大臣からまずおのこの心配に対する見解、法運用の基本についてひとつお伺いしておきたい、こう思うんです。

○國務大臣(河本敏夫君) 先に基本的な原則について私から申し上げてみたいと思ひますが、こういう法律ができました、政府といたしましては、この法律に依存しないで実際は業界の自主的な判断、相談によつて再建をしていただくということが一番望ましいと思つておるんです。一、二の業界はこういう法律のお世話になりませんと、こういう業界もあるようでございますが、私どもは大変願ひしく思つております。ただし、事情が深刻でどうしても自分だけの力では手術ができない、こういう業界に対しては、業界の大部分、すなわち三分の二以上が自主的に合意をされまして、ひとつやってみよう、この法律のお世話になつてみよう、こういうことになりまして初めてそこで政府がお世話をしていく、安定基本計画もつくつていく、こういうことになるわけでございます。その安定基本計画をつくる時には、先ほど来繰り返して申し上げておりますように、中小企業その他の地域の代表、組合の代表その他広範な意見を聞いて進めていくつもりでございます。産業全体を立て直していく、その業界全体を立て直していくという考え方でございまして、一部のところにしが寄る、そういうことのないように十分配慮して運用してまいる所存でございます。

○國務大臣(福永健司君) 申すまでもなく、中小のものを切り捨てていふようなことは本意ではございません。できるだけ造船所等につきましても、中堅以下のものに対する配慮ということもいたしていくようにしたいと思つております。○目黒今朝次郎君 二十五日の運輸の参考人の事情聴取の段階で、これは特に運輸大臣には聞きまして河本通商大臣に聞きたいんですが、今日の海運、造船の不況という問題についていろいろ

議論をしますと、オイルショックによるものだと
いうことについてはそれなりに私もわかるわけ
ですが、そのオイルショックとか国際的な経済の問
題にすべてを、悪い言葉で言えば責任転嫁する
と言いますか、そこに責任を転嫁してしまつて、わ
れわれ業界には何の責任もないんだと言わねばか
しにいろんな段階で経営者の方々が言つていらっ
しやる。ところが、それを受けていろんな雑誌の
名前をいせん、いろんな経済誌やそういう
専門の書を読んでみますと、余りにも経営者の放
漫経営なり、あるいは銀行が先取りしながら過剰
投資をしてしまつたのではないかと、自分の経営
というものを真剣に、じみにやはり点検し
ながら進むべきじゃなかったのかという点を指摘
をするわけでありますが、なかなかだとも明快
に答えてくれない。

それで、先月の「エコノミスト」の造船界全体
を切るといふ匿名の座談会の中でずつとA、B、
C、Dと四人の方がやつておるんですが、内容を
見ると、業界の方々である、こう私は匿名であ
つても推論します、内容を讀みますと、その中で
ジャパンラインと三光汽船の問題が出ておるわけ
であります、このジャパンラインと三光汽船の
考えの中で、去年の三月の決算から見ると、自己
資本として三光汽船が千二百億、ジャパンライン
が三百八十億、大体三分の一、ジャパンライン
が経営規模から見ると問題にならないくらい力が
あるわけでありますが、この二つのものはやはり
経営のあり方に一つの示唆を与えておるんじゃない
かと、こういう論陣を張つておるわけであ
ります。でありますから、この問題についてや
ばり私はいまこの特定不況産業という問題をめぐ
つて、国民の税金なり国民のお世話になるわけ
でありますから、やはり経営の姿勢についてこの際
河本通産大臣の考えを聞いておきたい。今後の問
題もありますから聞いておきたい。本当に放漫な
経営がなかったのか、いわゆる甘い投資はなかつ
たのか、そういうことを含めて大臣の見解を今後
の問題がありますからひとつ聞かしてもらいた

い。運輸大臣はきのう聞きましたから結構です。
○国務大臣(河本敏夫) 構造不況業種の原因に
は幾つか私はあると思います。一般的なことだけ
を申し上げますが、やはり当然経営者も責任があ
るわけでございしますが、金融機関やその背景にあ
ります商社などもそれと全然責任がなかったか
と言いますと、そもそもの点があるんだと思
います。そこで、この信用基金の運用等につ
きまして、やはり裏保証等の問題につきまして銀
行や商社にもある程度のやはり再建のための役割
りを果たしていただく、このように考えてお
ります。

○目黒今朝次郎君 なかなかむずかしいことだ
と、こう思いますから、まあ船主協会の会長さん
も同じこと、きのうの運輸大臣も同じこと、いま
言った通産大臣も同じことでありまして、私
は、ぜひやばり経営者の諸君も、こういう事態
になった際には認めるところは認め合つて、そし
て国民的な合意を得る、同時に労働者の協力を
求めると、そういう謙虚さがあつてほしい
なというのを思つておるという見解だけ表明し
て、私の質問を終わります。答弁は要りません。
○内藤功君 造船問題を中心にお伺いしたいと思
います。

今日の造船不況のしわ寄せが最も集中的に寄せ
られておりますのが構内及び構外関連の下請であ
ります。昭和四十九年の造船のピーク時には下請
依存度は四二・五%、日本の造船界を支えてきた
と言つても過言ではないのであります。しかし、
今日、この造船の大きな不況のしわ寄せはこうい
う下請業者、労働者に寄せられている。果たして
この法案がこの対策に役に立つかどうかというの
が最大の私どもの関心事であります。

そこで、御質問をしたいと思います、運輸大臣、
労働大臣、造船のピーク時の昭和四十九年から現
在までの間に削減された下請工ですね、下請労働
者の人数はどのくらいだというふうな運輸省は把
握しておられるか。また、労働省の方でも把握
して数字があればお述べ願いたい。

○説明員(岡野忠君) 昭和四十九年におきまして
は、造船所の職員、工員合わせて十八万四千、社
外工が九万人おりました。それが現在、五十二年
末でございしますが、職員、工員合わせて十六万八
千人、社外工は六万二千人。したがしまして、二
万八千人ほど社外工が減少しているということ
でございします。

○内藤功君 いまの点、労働省の方の数字はござ
いますか。
○政府委員(細野正君) 労働省も運輸省の方から
情報を得ておりますので、同じ数字でございま
す。

○内藤功君 それでは、私どもの方の数字でも、
大体大手七社だけで、昭和四十九年のピーク時
に比べて、現在大手七社だけで二万四千名の削減、
いまのお述べになったのは全体の数字であります
から、全体に直すとさらにこれに倍するものにな
るだらうと思つておる。

私は、先般の委員派遣の場合に、三菱の長崎造
船所その他を見てまいりまして、三菱長崎造船所
は四十九年ピーク時の五千七百二十名が三千名削
減されておるという答えでありました。私の方で
いわゆる日造協——日本造船協力会の調べた数字
を持つておりますが、これでも大体三千名の減員
が三菱長崎の場合に行われておる。そうしてこの
減員された人の行く先の追跡調査をこういふ大手
各社はやつておるかどうかというのをどの会社で
も私は聞いてみたんですが、追跡をやつていな
い。三菱長崎では、所長が答えたのは、三千名の
うち企業内配転をやつた人が大体三〇%であらう
と、あとはちょっとわからない。私は、このわ
からないというのは、ほとんど失業、半失業状態
が続いているという意味だらうと思ふ。つまり、
下請工で切られた人の圧倒的な多数の部分はいま
なお失業ないし半失業の状態においてございま
つて、非常に非常に気の毒な状態であらうと思ふ
のであります。

そこで、次にお伺いたしますが、労働省はど
うも数字を運輸省からもらつておるというので、
これは運輸省にお伺いしますが、大手の七社です
ね、いわゆる大手造船七社全体で現在の人員削減
計画はどんなふうな計画を持っておるか、運輸省
の方として把握をし、どのように認識をしてい
るか、この点であります。この実態認識が前提にな
らないと雇用対策というのは立てられないと思
ふ。この点どのようにお考えになってお
りますか。

○説明員(岡野忠君) 大手七社も含めまして、造
船業全体の企業ごとの合理化計画と申しますか、
減量計画と申しますか、そういうものは昨年の夏
から逐次計画されております。ただ、その後の事
態の推移が非常に厳しいものでございしますので、
計画自体もかなり修正されながら現在もなお検討
されておるといつた実態でございまして、私ども
としましては、たとえば佐世保重工であるとか、
函館ドックであるとか、あるいは伊万里への移転
を中心にした名村造船所であるとか、非常に具
体化しましたところにつきましてはすでに新聞等
でも報道されておりますような数字を持つており
ますが、その他の会社においてはまだそれほど具
体的なものがないせいか、私どもの手元にはござ
いません。

○内藤功君 そういふことではなはだこれは手
おくれもはなはだしいと思ふんです。私は自分で
資料を入手してゐるんです。労働省、こういうも
のは持つていないんですか。これはいわゆる大
手、中手にかけて各社の切り捨ての推定をしてい
るわけですか。これはどうしてつづいたかとい
うと、造船協力が各社、各造船所に直接電話をし
て、ピーク時と、それから五十三一年一月現在と、
五十三一年八月の推定の下請工の数、これをちや
んと計算した一覧表があるのですよ。これによ
ると、大手七社にしばつてみますと、ことしの八月
までに現在数を約半減、約九千名切り捨てて一万
名にする、そこまで削減するといふ計画が立つて
おります。ことしの一月現在でピーク時の四四%
に減る、ことしの八月になるとピーク時の二三%

まで減る、こういう非常に大きな人員削減の計画を各社は立てておられます。私はまずこれを見ていただいて、あなた方が考えておられる数字というものが、これと近い予想を持っておられるのかどうか、あるいはこういう数字についてはもう全然いまのところ予測がないのかどうか、その点に就いて運輸省当局にお聞きしたい。

○説明員(岡野忠君) この資料、まだ詳しくは拝見しておりませんが、この資料も含めまして、こういった人員計画をつくることになりましたら、それは今後の工事量を予測しまして、その時間数から人間を逆算したものであると思います。したがって、いまして、ことしの夏から暮れにかけてどれだけの新造船受注量が期待できるかということによってこれらの数字は変わってくると思います。したがって、最も単純な推定をするといいたしますと、今年度の工事量が何百万トンになるか、そうすると、それは何時間くらい工事数になるかというところから逆算して、その後は各企業の事情によりましてそれを本工と下請に配分するということ以外には推算の方法はないと思います。

そこで、今年度の工事量でございすけれども、いまのところ起工量で確定したものが二百六十万総トンございす。今後まだとる余地はございすので、何がしかの上積みはできるといいますけれども、われわれとして当初予測しておりました六百五十万総トンという数字にはとてもまいらないと思います。したがって、これをどれくらい下回るかということによりまして、さらに厳しい雇用問題が出てくると思うわけでございすけれども、ごく大ざっぱに申しまして、現在の受注パターンでございすと、百万総トンで一万四千人ぐらゐの雇用に影響があると思ひます。

○内藤功君 いまの一覧表をつくったつくり方というのは、一番簡単な直接なつくり方、直接各会社へ電話をかけて、そうして確かめた。やっぱり労働省がそういう資料を持っていないで、そうしてこれからの雇用安定を云々することはできない。

い。私は多く言いませんが、こういうやはり姿勢ではないかぬ、運輸省がそういう姿勢ではないかぬ。大臣、これは造船協力会というところもこういう調べをしていられるんですから、これにならうのはいささかメンツの問題もあるかもしれないけれども、正確な各企業の人員削減の計画というものをこれは指示をして具体的に調べてもらいたいと思ひます。どうですか。

○内藤功君 そこで、この法案がこれに役に立つかどうかという問題にばかり入って私聞きたいと思ひます。

これは、提案者の通産省にお伺いしたいと思ひますが、この法案の三条、それから一条というところ、私の見るところ三カ所「雇用の安定」というものが修正によって加えられた。で、雇用の安定に十分な考慮を払うとか、配慮しつつとかいうふうな表現であります。まずこの「雇用の安定」とは何か。これは議論があつたところだと思ひますが、私は、やはり余剰人員というものを減らして減量するというところに重きを置いていられるのか。それとも、なるべく労働者の首を切らない。生首という用語があるが、首を切らないというところに雇用の安定の意味があるのか。あるいは、もうどうせ切られるんだが、切られた人の生活のめんどうを見てやるのが雇用の安定なのか。どれなんですか。どういふところにこの重点があるのか。

○政府委員(渡野滋君) 私、最大の重点は、ただいま先生の御指摘になりました幾つかの中で、なるべく雇用を、いわゆる首切りというかっこうにいかないよう、それを前提としながら、同時に設備処理という業界の安定を図っていく。これが第一であらうと、こういうふうに考えております。

○内藤功君 首を切らないということを最初に私は言われたと思ひます。だとするならば、この第三条の第五項などという労働者の雇用の

安定について「十分な考慮」ということが言われておりますが、造船のいま私の示した数字にあるような下請の切り捨ての問題について、具体的にどのような規制措置をまずおとりになるつもりなのか、ぜひこれをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(渡野滋君) 私、ただいま申し上げたように、雇用の安定というものはいろいろある。首切りを出さないというように設備の処理の量とかあるいは設備処理のテンポとか、こういうものを考慮していくということが第一であると思ひます。ただ、設備処理を進めるに当たりますと、それが第一といふ言いが、やはりどうしても何らかのこつこの雇用の調整が必要になつてくる。その場合には、その方法といいたしまして、この法律の中にも、ただいま先生は三条五項の御指摘がございましたが、三条五項というのは安定基本計画を定めるに当たりまして、まず私がいま申し上げたようなことを第一義的に考えて決めるべきだと、こういうことではないかと思ひます。ただ、どうしてもやむを得ずして雇用調整が必要であるということに関連しまして、第十条第一項は事業者のいわば配慮、努力規定、二項は国、三項は国及び都道府県のそれぞれの事態に對処したときの努力義務の規定を設けてある。訓示規定ではございすが設けてあると、こういうことではないかと考えております。

○内藤功君 それでは、私はいまの話では具体的な規制対策にならぬと思ひます。人員の整理を防止するといふ具体的な計画がいまの説明からは私はいかがわれない。最近出ていゝ「ジュリスト」といふ法律雑誌に根岸さんとおっしゃるかな、神戸大学の先生がこの法案の批判を書いておられる論文ありますが、私もちょっと読んでみましたが、この中でも努力規定、努力義務規定だけでこれは救えないといふことを指摘してゐますし、それからいろいろな学者グループからの批判もあるところですね。

うのは、いまお示しの十條の四項では、関連中小企業の経営の安定のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする、これも努力目標の義務であります。そして、こういうことをうたつておいておりますけれども、下請業者ですね、造船の下請業者の意見というものはどういふふうなこの安定基本計画なるものに反映するようになってゐるのか、下請業者の意見はどう反映するののか。労働組合の意見は、野党のいろいろな要求もあつて、一部労働組合の意見を聞くといふ条項が取り入れられたようでありまして、中小業者の意見はどのようにしてこの法制に反映されておるか。私は、ないと思ひますが、これはどういふふうに説明しますか。

○政府委員(渡野滋君) 造船業界の現実の安定基本計画をどういふかこつこつてつくっていくか、これは私からお答え申し上げるべきであつてではないと思ひます。私は一般的な考えといひまして下請関係の問題についてお答え申し上げます。

この法律は、構造不況業種を抱えておるいろいろな問題、その中で設備処理ということに着目をして、これを中心に構成をされておる法律でございす。したがって、法律の立て方といひまして、いわば設備処理をどういふ考え方、どういふ仕組みによつて進めていくかというのがこの法律の内容になつております。ただ、下請関係の問題につきましては、これは業種によりまして下請関係が非常に大きな問題である業種、それから一般的に言へばこれは必ず関係があるかもしれないが、特に業界によつては非常に下請関係の重要な業種といふのがあつてゐます。そういう業種につきましては、安定基本計画をつくるに当たりますと、個々の業種別に審議会の部会なり、私どもで言いますと産構審の部会なり小委員会をつくりまして、その業種の問題のみを議論する。その場におきまして、いま私が申し上げたような特に下請関係の非常に業種として大きな問題のときには、そういう声が反映をされる代表者に参加を願うといふようなことを通じまして、この設備処

理の仕組の一番初めにございます安定基本計画の段階でそういう意見も取り入れる、そういうことで努めていきたいと、こう考えておるわけでございます。

○内藤功君 非常に不十分だと思うのです。わが党は三月二十五日に、これは下請代金の遅延防止法の改正案という形でございども、労働者と同じように下請企業者にも交渉権というのを認めろという提案を發表しております。これは法案の形で近く提案する予定ですが、こういうやり方はどの重大な場合というのじゃなくて、下請業者にとつてはもう常時重大な場合なんですから、これは非常に私この法案の片手落ちだという気がいたします。

次に、私が伺いたいののは、これは運輸大臣、さらに通産大臣にも伺いたいのですが、大手の木工を含めた雇対策についてであります。実は衆参両院の運輸委員会の参考人に出られた方で、造船工業会の副会長の南さんが言われるには、大手造船所の設備過剰は約六〇％と考へている、これは業界のコンセンサスを得ている、中手においては逆に四〇％の設備切り捨てで操業度として六〇％というのが一般的な通念だ、こういうふうに述べておるのです。この認識については運輸省はどういうふうに受け取っておられますか。

○説明員(岡野忠君) 造船設備能力の算定につきましては若干いろいろ問題もございまして、今後特にこの法案に基づく設備処理をするというような場合には、改めてその算定の方法等も決めることになっております。

ただ、ただいまおっしゃいました南さんの御意見でございませうけれども、非常に大筋においては、現在の設備の過剰の度合いと申しますか、それを大筋の方ではお示しになっておるものと考へます。

○内藤功君 大筋で大体こういうことを示していると思うと、こういう御答弁と承ります。そうすると、この大筋においてこういうような操業度を前提とした場合に、あなたのさつきやられたよう

なその場の計算でも結構ですけれども、どのくらいの労働者の削減が必要になるか、これは木工を含めて、大手の場合、大体どういうふうに見通されますか。

○説明員(岡野忠君) 現在問題になっておりますのは設備の稼働率の問題であると思ひます。それで、現在の設備とはもう全く別の方向です。人員は仕事に合せて減つておるのが現状でございませう。したがって、設備能力と今後出てくる過剰人員とはこういう事態になりますとほとんど関係がない、むしろ仕事量によつて今後の過剰人員は決定されるというふうに考へております。

○内藤功君 これもさつきの下請と同じように具体的な数字が手元にならねばなりません。船舶局なり造船課という一番調べておかなければならないところにこの認識がない、こういう数字の認識がなくて一体雇対策が立てられるかと私は疑問に思ひます。

そこで、しかしもうちゃんと大手の方は計画を持てているわけですよ。これ、私持ってきたのは——さつきあなたに渡したのは造船協力会の下請だけども、ここに持ってきたのは大手、日本造船工業会の資料です。これ、去年の三月二十五日現在、この三月二十五日現在で、見通しとして、政府の操業勧告ベースでいった場合どうか、それから大手五〇％、中手六〇％の操業でいったらどうか、今度は大手四〇％、中手五〇％、うんと減らした操業度でいった場合どうかという三つのケースに分けて、来年の三月時点での人間を減らす数、人を減らす数をちゃんと書いてあるんです、これね。これによりますと、日本造船工業会の二十社の数字であります。ずばりもう結論だけ言いますと、二十社で五十二年三月現在を基準にして、五十四年三月まで二年間の間に、大手四〇％、中手五〇％の操業度とした場合、三万五千二百九十九名——いいですか、三万五千二百九十九名のこの造船工業会加盟の人手を減らさなきゃならぬ。

もうだれか、いま元気で働いている人のうち三万五千二百名の首がなくなるという計画ですね。これはもちろんそのとおりいかどうかわかりません。ふえるかもしれない、減るかもしれない。それが、そういう計画がいまあるということ。それから、もしこれを大手四〇％、中手六〇％というふうにした場合には三万二千二百八十五名。さつきの南副会長さんが言ったような数字でいった場合は三万二千二百八十五名。こういうものが、木工を含めて、大手の七社、それから大手の下、中手合せて二十社で計画をされておるというふうな表であります。これは運輸省、こういうものは御存じですか。こういうものは持つておりますか、調査資料として。ないですか。

○説明員(岡野忠君) ただいま先生がおっしゃった数字も、今後各社がどれだけこの一年に仕事量ができるかというものはじき出した数字であると思ひます。したがって、それについても私どもとしては持つておりません。

○内藤功君 これは重大問題ですよ。大臣、たびたび答弁求めてあれですが、もう少し大きな議論をしたいんですが、こういう実態ですね。船舶局、造船課をやっぱり指示していただいて、いろいろほかの運輸省の御用事もあるでしょうけれども、これは数字をちゃんと、造船工業会が幾らとつかんでいるのかというのをはやっぱり把握していただかないといかぬと思ひます。ほかのことではいろいろ大手の船会社や造船会社とお会いになつていろいろ大手の船会社や造船会社とお会いになつてつかまなきやだめじゃないですか。いかがでございましょうか。これも御調査願ひたいです、すぐ。

○国務大臣(福永健司君) できるだけいまお話しのような実態把握に努めますよう、私からもさらに申すことにいたします。

○内藤功君 この法案は、私はもうこの答えだけでいま成立さしちやいかぬという気がいたします。

次に、質問ですが、こういう膨大な人員整理が行われますと、来年三月まで三万五千二百九十九名ということになりまして、これはもう重大な社会問題であると思ひます。皆黙つてその場は会社をやめていくように見えるかもしれないけれども、それはやっぱり胸の中には世の中に対するいろいろな不満、怒りというものが内攻しておつて、これがいろいろな形であらわれてきます。ですから、これはもう社会問題を自分てつくつていくようなもの。法案のさつき私の言った一条とか三条の条文で、雇用の安定を図るということが加わつておりますけれども、こういう三万二千二百八十五名というものが来年三月まで、大手を含めた造船業界で出てくるということになった場合、労働大臣、いいですか、これに対して、本法案を含めて、三万何千という造船業界からの離職者に対する手だてというものをどういうふうにかこれは組んでいきますか。真つ正面にこの問題を見据えた場合、どういう対策がございませうか。

○国務大臣(藤井勝志君) 造船が大変厳しい不況で悩んでおられるという、いざれ相当の離職者が出るというこの不幸な事態に對応いたしたとして、労働省としては雇用安定資金制度というのを積極的に活用して、そしてできるだけ未然に失業者が出ないように、そしてこの再就職、職業の転換ができるように企業内部において休業あるいは訓練手当、こういったものを支給すると同時に、事業主に対しては再就職援助計画というのを示して、それによつて再就職に必要な労働者として出先の職業安定局を通じてこの再就職促進に協力していく。それには、きのう通していただきました職業訓練法の改正、特に中高年齢者が多いわけがございまして、中高年齢者に対して職業訓練、そしてまた景気回復のために公共事業を相当拡大をしたわけがございまして、失業者の多発地帯には公共事業を重点配分をして、失業者の吸収率制度、こういったものをフルに活用していく。

それから、特に五十三年度新しく雇用政策として展開をいたしますのが、中高年齢者を雇い入れる事業主に対して、その事業主に援助をしていく。事業主が中小企業者の場合には、通常支払う

賃金の三分の二は援助していく。こういったことで、これから出るであろう造船関係からの離職者に対しては対応していく。

特にもう一つ、前後いたしますけれども、特定不況業種離職者臨時措置法、これまた積極的に活用いたしまして、雇用保険の給付期間がこれによりますと四十歳以上は九十日延長されますし、また職業訓練手当、あるいはまた待期手当、こういったこと、並びにこのような特定不況業種に指定された企業から出ていく離職者を雇い入れる事業主で訓練をするという場合にはまた訓練手当を出していく。こういうふうな非常にもろもろのきめの細かい対策によって万全を期していきたい、雇用安定を期したい、このように考えておるわけでございます。

○委員長(補正俊君) 内藤君、時間ですよ。

○内藤功君 私はいまのような一般的な答弁では、この三万五千人の規模の離職者、それからさらに、さき下請関係で発生する約一万に上る減員というものはもうとうとう対応できないと思えますね。これはもう政府が直ちに数字を調査した上で、しかるべきやはり強力な解雇の規制ですね。解雇なり退職をした人を後でどうしようかという問題の前に、退職の数というものを規制していくということ、何らかのやっぱ総合的な労働対策をやらないと大きなこれは社会不安というものをおこすことになると思ふんです。

現に、いま示した日本造船工業会の資料ではこう書いてあります。減員は「自然減耗、配置転換、出向等で吸収し得る見込であるが、操業度がさらに落ち込んだ場合は、一時帰休・希望退職等で対処せざるを得ない」。言葉は穏やかのように聞こえますけれども、「希望退職等」——もう生首を切るということをやらざるを得ないということをはっきり去年の三月二十五日現在で言っているわけです。

これは私ら、やはり労働者の気持ち、労働者の立場に立った場合、これはいまのような労働大臣の現行法のあらゆる制度を使つての御答弁でしょ

うが、これではやっぱりいかぬと。いわんや努力義務というものを課しているだけの本法案では、これはとうてい解決できないものだという感を私は深くしているわけなんです。

時間の関係で私はこれ以上の論議はできませんが、最後に、いまの点で労働大臣と運輸大臣のお考えを承つて、私、一応終わりたいと思います。○国務大臣(藤井勝志君) 私の答弁がきわめて抽象的だというお話でございますが、現に具体的に起こればすぐ発動できると、こういうことでございますから、現在のところはまだ起こつておらないんですから具体的に言ひようがございません。いまの対策で万全を期すると。

もう一つつけ加えて補足的に答えをいたしますが、われわれもこのような現状を踏まえただけの対策では足りない。したがって、雇用機会を新しくつくり出すというふうな観点から、すでに運輸大臣から後ほどお答えがあると思ひますけれども、積極的に造船から出てくる失業者を少なくするためには、やはり造船の関係の労働者で間に合ういわゆる老朽船の解雇事業、こういったことも具体的に現在事務的に進められておるわけでございます。あるいはまた、洋上に構築物をつくるこの需要の拡大を図っていく。また、石油の洋上備蓄、こういったことも具体的にすでに詰められておるわけでございます。また、官公用の船、巡視艇、こういったものをひとつ早期に発注してもらう、こういうことによつて雇用の拡大の場をつくる。こういったことと相まって、それでもなおかつ失業者が出るという場合に備えまして、先ほど申し上げたような万般の雇用安定対策をつくつておると、こういうことでございます。

○国務大臣(福永健司君) もろもろの法規等をフルに活用するとともに、何としても実効ある雇用の創出等を考えていかなければなりません。そうした施策に鋭意努めてまいりたいと存じます。

○藤原房雄君 特定不況産業安定臨時措置法、この法案の審議に入るわけでございますが、きょうは商工委員会、それから社会労働委員会、農林水

産委員会、運輸委員会、この委員会の連合ということでございますが、私は農林水産委員会という立場から、当面する合板業界の問題について若干質問したいと思ふわけでありまして。

最初に、この法案については今日までいろいろな論議があつたことだらうと思ひますが、大臣の提案理由の説明の中にも、最後の方に、本法が「構造不況業種の不況の克服と安定に欠くべからざるものであり」と、こういうふうに述べておるわけでありまして、これは各委員からも指摘がございましたように、構造不況業種の不況の克服と安定、そのためにこの法案は過剰設備に対する対処についての問題を中心としていたしまして、それ相應の施策をするということになつておるわけでありまして、当然ここには一番問題になつておりますこの雇用不安というものが伴うわけでありまして。各委員からいろいろな論議があつたことでもございますけれども、この法案の趣旨ということに、現在の構造不況をどうするかというところに、企業側の立場に立つての法案であつて、雇用問題等についてはそれぞれの関係法案を中心にして対処するということ、こういうことに受け取つておるわけでありまして、この点ひとつ大臣どうでしょう。

○国務大臣(河本敏夫君) この法律の骨子は、構造不況業種の過剰設備、この過剰設備を廃棄するための法律でございます。したがしまして、いまおっしゃいますように設備廃棄に関する手続が中心になつております。しかし、設備を廃棄いたしますと当然雇用問題が起こつてまいりますので、第一条、第三条、第十条あるいは第五十七条と、こういうところで雇用問題に対して万全の対策を立てるようにと、こういう趣旨が入つておるわけでございます。

○藤原房雄君 いま大臣の仰せのように、各条文の中にはたしかあるわけでありまして、これは各業種とも非常にもうこういう長期不況の中で混迷をいたしておるわけでありまして、よりきめ細かな対処の仕方をいたしませんと、そうしてまた

計画的なといひますか、各業種ごとに状況の把握、こういうものもとにきちつとした計画を打ち立てなければならぬ、こういうふうに思ふわけですか。そういう点で労働省は、どういう業種の中で、この法案の成立とともに、設備廃棄とともにするならば、どのぐらいの職を離れる人が出てくるのか、それに対してはどうしなければならぬか。そういうことについては当然これは労働省としてもこの法案の成立後のことについて検討しているんだらうと思ふんですけれども、その辺のことについてはどうですか。

○政府委員(細野正君) 合板製造業につきましては、先生も御存じのように……

○藤原房雄君 合板だけじゃなくて、全般的に。○政府委員(細野正君) 御審議いただいておりますこの法律の対象になる各産業につきましては、結局、運用の問題として、当然特定不況業種臨時措置法の対象になるものというふうに私どもは基本的な考え方を持つておるわけでございます。したがしまして、この法律の対象になりますと、当然離職者を出す各企業から先ほども労働大臣も申し上げました再就職援助計画というものを出していただくことになるわけでありまして、その中でそれぞれの企業の離職者の発生見通し等が出てまいるわけでありまして。そういうものに基きまして、私どもは紹介なり訓練なりというふうな体制をとつていくということになるわけでございますが、一般的には、その法律の適用によりまして雇用保険が九十日延長される、あるいは職業訓練を受ける人につきまして訓練手当あるいは待期手当というふうなもの支給される。あるいは中高年齢者を雇い入れる事業主に対する助成措置というものが本年度から新たに設けられておりますので、そういう制度を適用して雇用機会の拡大を図つていく。それから、緊急に現金収入が要するという方につきましては、公共事業への吸収率制度というものを活用いたしまして、これによつて公共事業への就労を確保していくというふうないろんな各般の施策をとりますほかに、むしろいま申し

次に大臣、特定不況産業というのは第二条に、平電炉、アルミ製錬、合成纖維製造業、それから船舶製造業と、こうあるわけですが、その他は政令で定めらるゝとなっておりますが、その政令では、これは審議会でどうするというのは、それはわかるわけですけれども、現在当局として、特定不況産業としてこの第五号に該当するということで、これは審議会から上がつてきて検討するんですと言へばそれまでのことですけれども、現在こういう不況の長期化の中で各業界とも大変な状態であるわけですが、私いま申し上げている合板産業、これは当然入るだろうと思うんですけれども、大臣どうでしょうか。

いかという中に、合板あるいは糖紙業界、それから運輸省では法定の船舶製造業のほかに船舶用品機関でございすとか、あるいはその他の船舶用品、こういう関係の業界が五号の対象として議論になるのではないかと、こういうことでございすした。

○藤原房雄君 合板産業についても一応その対象として考えられておるようですが、農林大臣は、この合板業界ですね、御存じのとおり原木

供給国の値上げ機運、また開港途上国からの輸攻勢、こいう國際環境の非常に敵しい中にありまして、合板の長期にわたつての不況の様相といふのはよくわれわれも承知しているわけでありましたけれども、今度のこの法律によつてどうしても救済策を講じなきゃならぬ、そういうことで業界でもいろいろ検討しているようでありますけれども、合板工業、合板の業界が現在どんな苦況に立っているかということについて、大臣、どういふ認識をしていらつしやるか、ちよつと概況だけお知らせ願ひたいと思つてゐます。

○國務大臣(中川一郎君) 昭和四十九年以降、住宅着工戸数が大幅に減少いたしました。あるいけ

○藤原房雄君　時間もございせんから、いろいろなことをお聞きしたいんでありますが、これはちょっとはしりまして、いま大臣のおっしゃったように、およそ一二％の設備を廃棄する計画を立て、生産能力年間三億平方メートルということを組合では計画を立てたようであります。それによつてこの三十五の工場が廃棄になるということですが、それに伴ひまして、この事業資金として信用保証基金、それから、それとともに中小企業振興事業団の設備共同廃棄資金、これらのものを併用することによつて運用していきたいという組合の考えのようであります。この信用保証基金等については私どもも十分承知をいたしてるところでありますが、この信用保証基金にいたしましても業界の負担分があるわけであります。負担分

うな日合連で検討を進めております。これの返落方法等につきましては残存者負担というものを原則にして、その実行の具体的な方法ということを進めておりますし、また、どこからこの現在検討を進めておりますし、また、どこからこれを融資してもらうか、いま中小企業振興事業団というお話もございましたが、あるいはその償還期間をどうするか、こういうものも含めて検討いたしましたしております、いまのところ確定いたしておりますけれども、ただいま先生がおっしゃいましたように、やはり残った企業がしつかりするような方途を十分見つけ出しなごら対応している必要があるというところで、業界としてもそういう努力をいたしておりますし、林野庁といたしましてそういう指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 この基金の調達の返済等については、原木の賦課方式とか、また金利の国庫負担を何とかしてもらいたいとか、これは非常に構造的にまあ弱体という言葉が当てはまるかどうか知りませんが、そう大きな企業でない中小が多いわけでありまして、十分な手立てをいたしませんと、残存した企業も非常に窮地に立たされる。こういうことでは、こういう法律で守ることになった意味がなくなるわけでありまして。また、今後五十五年を目指しての農林省のいんな計画もあるわけでありまして、それが妥当であるかどうかということもいろいろ問題だらうとは思いますが、対策を講じていこうということでも、組合として鋭意努力をして何とかこういう中で処置しているわけでありまして、農林省もぜひひとつこれらの組合のいんな意見等を参酌して、かつちりいくように進めていただきたいと思ひます。

ことに真剣に取り組んでおる次第でございます。先ほど申し上げましたように、ただいまその検討結果というものがまだ出ておりませんけれども、そういうものをもとにして、ただいま御審議の法案が成立いたしますればその適用ということも考えながら、今後合板業界が安定した形で成長できましようなことを、さらには残存した企業が健全な形でいけるような努力を企業自体がすると思ひますし、私もそういう形で指導してまいりたいというふうに考えております。

○藤原房雄君 合板工業がこれから新しいものを模索することによって活路が見出されるかどうか非常にむずかしいことなのかもしれせん。しかし、企業としてはいろいろな努力をしておるわけでありまして、新製品の開発ということについてはこれは相当努力を払っておるわけですが、こういう廃棄処分しなければならぬということとは非常に忍びない、現状としてはやむを得ないとしても、施策であつて、やっぱり物事がそこに至らないための前向きの問題にできるだけの力を注ぐことが大事だろつと思ひます。そういうことから考えると、新製品の開発ということについてはやはり政府としても助成策を講ずるとか、非常に弱体の中で何とか将来のためにということでも模索しておるわけでありまして、そういうことも十分にこれは考えるべきじやないかと思ひます。

建設省の方、いらつしやっていますね。住宅建設計画が当初の目標からだんだんずれつつあるといひますが、実績がそれに伴わない。こういう経過をたどっているわけでありまして、それはどの辺の問題があるのか、建設省としてはそれをどういうふうにと認識しているのか、ちよつとその辺のことを伺ひたいと思ひます。

○藤原房雄君 合板業界につきましても、先ほど大臣からお答えいただきましたように、カルテル等実施、さらには事業活動規制命令というものをかけましてアウトサイダーに対する規制もやつております。また、新増設の禁止の問題につきましてもこの手だてをいたしておりますし、そういうことをもとにして、ただいま合板業界が基金をもとにしたこれからの設備廃棄という

もう一つは、合板業界というのは、どちらかというと、数的に見ましても企業の実態を見ましても中小企業が多いわけでありまして、やっぱりこういう立場からメーカーとか商社、こういうものの言ひなりといひますか、力が非常に強いわけなんです、今度この法案ができましたら自主的に合板業界が立ち行くように、メーカーとか商社の力のあるものに押されて、そしてその中小企業者の立場が犠牲になるなんてことのないようなこういう配慮を十分にしていかなきゃならないといひます。

○藤原房雄君 昨日参考人の方がいらつしやつて、商工委員会は審議をなさつたようでありまして、そのときにも意見が出ましたし、また各委員のいろいろなお話の中にもございまして、現在、現状の中で最大の努力をすべきだといふその中で、官公需の拡大や積極的な需要の創出、これは何といひても私もとしては努力しなければならぬといひます。そういうことからいひまして、合板の使用は各般にわたるわけでありまして、

○藤原房雄君 この問題も予算委員会等を通じていろいろな問題提起がありまして、建設省も検討なさつていふことだと思ひますが、衆議院する

○政府委員(藍原義邦君) 合板業界につきましても、先ほど大臣からお答えいただきましたように、カルテル等実施、さらには事業活動規制命令というものをかけましてアウトサイダーに対する規制もやつております。また、新増設の禁止の問題につきましてもこの手だてをいたしておりますし、そういうことをもとにして、ただいま合板業界が基金をもとにしたこれからの設備廃棄という

○藤原房雄君 合板工業がこれから新しいものを模索することによって活路が見出されるかどうか非常にむずかしいことなのかもしれせん。しかし、企業としてはいろいろな努力をしておるわけでありまして、新製品の開発ということについてはこれは相当努力を払っておるわけですが、こういう廃棄処分しなければならぬということとは非常に忍びない、現状としてはやむを得ないとしても、施策であつて、やっぱり物事がそこに至らないための前向きの問題にできるだけの力を注ぐことが大事だろつと思ひます。そういうことから考えると、新製品の開発ということについてはやはり政府としても助成策を講ずるとか、非常に弱体の中で何とか将来のためにということでも模索しておるわけでありまして、そういうことも十分にこれは考えるべきじやないかと思ひます。

○藤原房雄君 昨日参考人の方がいらつしやつて、商工委員会は審議をなさつたようでありまして、そのときにも意見が出ましたし、また各委員のいろいろなお話の中にもございまして、現在、現状の中で最大の努力をすべきだといふその中で、官公需の拡大や積極的な需要の創出、これは何といひても私もとしては努力しなければならぬといひます。そういうことからいひまして、合板の使用は各般にわたるわけでありまして、

○藤原房雄君 この問題も予算委員会等を通じていろいろな問題提起がありまして、建設省も検討なさつていふことだと思ひますが、衆議院する

ことはできない。これからの推移というのは非常にむずかしいと思ひますし、それは予算委員会等でもいろいろ指摘がありましたから私は重複を避けませんが、住宅産業のそれらの国会で論議になったことを十分にひとつ踏まえて、この目標を達成するような施策をひとつ進めてもらいたいと思ひます。

それとともに、公的な官公需の拡大ということで、学校建設とか、それから市町村のいろいろな公民館とか公的な施設の増設、こういうものもまた非常に大きなウェイトを占めるだろうと思ひます。であります。私は去年ですか、質問主意書で一回提起したわけであります。大臣の選挙区の帯広で、学校の教室の中がマイナス十何度というところがあるということで、これは現在の文部省の基準からいくと、老朽度というのは改築の点数に至らないということですが、しかし、教室の中がマイナス十八度なんというのはこれはもう論外でありまして、どんな理由があるんだって、これはもう教育のできる環境でないのは当然です。それを答弁の中に、やっぱりマイナス以下、特にマイナス十度以下なんというのは教育環境にふさわしくないという答弁がありましたけれども、ならば、実際に即してこれは改築しなければならぬし、老朽度ということだけでとらまえている現在の法律というのは現実をそぐわないんじゃないか。このように提起を申し上げて、大分文部省でも改築等については意を注ぐような予算になつていくように伺つておるわけですが、これは何も帯広だけではなくて、北海道はもちろんです、現在の法律の老朽度だけでとらえている尺度ではとらえ得ない。教育環境を守るためには、昔の建物はいまのこの法律の尺度ではだめなもので、もっと現実に合わせてのしなきゃいかぬ。このように私は強く感ずるわけで、こんな月に人類が行く時代に、教室の中の温度がマイナス十八度、こんなことはないんであります。これは是非でも検討していただいて、ぜひひとつ改

築、こういうものについて精力的に取り組んでいただきたい、私はこのように申し上げるんですが、文部省の方、いらしてありますか。これはそういうような経過については御存じだと思いますけれども、どういうようにこの予算でその点については検討したか、ちょっとひとつ簡単に申してください。

○説明員(倉地克次君) 私ども公立文教関係の予算といたしましては、五十三年で四十二億九千九百という補助金を計上している次第でございます。これは昨年に比しますと三九・四%の増というところで、大幅な増になつていて、この増でございますが、特にいま御指摘の中学校の危険建物の改築につきましては約二百万平米の予算を計上いたしております。それと同時に、いま御指摘にありましたような危険建物の改築の要件の緩和をいたしまして、これまで四千五百点未満の建物を対象といたしたわけでございますが、今回はこれを五千五百点まで引き上げた次第でございます。特に豪雪地帯につきましては一般の地域より約五百点、点数を引き上げて、六千点までを改築の対象として鋭意努力している次第でございます。またそのほかに、木造で三十年を経過したような建物でありまして、いま御指摘のような非常に居住性の悪くなった建物については、特にその状況がはなはだしければ改築の対象として対処したいと、そういうふうに思つていて、次第でございます。

○藤原房雄君 大臣の担当する合板業界、官公需の拡大によりましてこの道も開けてくるという、こういうことでもございませう。いまのお話のように文部省としてもいろいろ努力しているようでありますけれども、ぜひひとつ寒冷地を代表する大臣という立場、いろんな立場があるんだけれども、ぜひこの点、文部省も大分柔軟にお考えのようでありまして、関係の一人として積極的にお取り組みいただいて、需要の拡大ということについてひとつがんばっていただきたいと思います。

大臣、今度公共事業に伴ひまして各関係が各地をお回りのようでありませうけれども、通産大臣、これはしりをたたいてしつかりやれいということなのかもしれないが、とにかく現地にいきますと、先ほど来お話がございました造船を中心といたしまして、また各業種ごとにもいろいろな問題を抱えておる。公共事業、とにかく目標達成せよというしりただけじゃなく、現地にいきますと、ぜひ長期不況のために混迷しておる実態というものをやっぱり見てきていただきたい。

また、去年の有珠の爆発のときには、いち早く調査団が出かけたということで、政府が早急な対策を講じた、対処したということで非常に評価されているわけですが、日本がこれほど大きな不況下の中にあるわけ、どうするところ、やっぱりこういうことも大事かもしれないが、やっぱり現実というものを直視する、こういう調査団の派遣、こういうもので積極的な取り組み、こういうことが非常に大事なんではないでしょうか。こういう言つておるうちに、この数日前に非鉄金属、秋田の鉱山が閉山する。また、造船業界はもう日に日に非常に苦境に立つておる。特に中小の造船会社等につきましては大きな波をかぶつておるわけでありまして、それらについて、これからこの法律できたらということでありませうけれども、やはり当事者が現実を正しく認識することからこの解決策、というのは始まるんだらうと思つておりますけれども、大臣、こういう非常に苦境の中にある現状、これに対してぜひ真剣な取り組みのもとに解決策をひとつ、また雇用問題等をあわせて総合的な対策、これをひとつ進めていただきたいと思ひます。一言ひとつ最後に……。

○國務大臣(河本敏夫君) いま政府の進めております経済政策は三本柱から成り立っております。一つは一般的な景気対策。その一環として公共事業中心に内需の拡大を図つておるところでございます。いまお話がございました関係関係の現地の督励もその一環をなすものでございませう。しかし、一般的な景気対策だけでは現在の深刻な不況

を解決できませんので、やはり構造不況業種に対する特別の対策が必要であると、こういうことで今回この法律の御審議をお願いしているわけでございませう。さらにもう一つの柱は、わが国は中小企業の数が非常に多いわけでございまして、産業上非常に大きな役割を果たしております。そういうことから中小企業対策を特別強力に進めていかなければならぬが、特に円高による最近の影響というものが非常に甚大なものがございませうので、これらに対する対策なども抜かりなく進めていきたいと思ひます。

以上三本柱で強力な対策を進めまして、一刻も早く景気が回復し、雇用問題が前進をいたしますように努力をする所存でございます。

○本島則夫君 石油ショックの後で、産業構造審議会が日本の産業構造の転換について答申を出しています。つまり、将来の産業構造のあるべき姿をそこで提示しているわけでありませう。たとえば、造船については昭和五十五年に二十九万総トンにする、と述べているわけでありませうけれども、現実はその間には大きな格差が生じているわけでありませう。しかも四十九年の折には具体的な需給見通しについても触れられていない。造船部門だけをとってみてもかくのごときでございます。いまここで審議をされておりますこの法案につきましても、安定基本計画の策定など非常に私は現実を処理する上で大事だとは思つておりますけれども、むずかしい国際情勢、揺れる国内経済の中で、やっぱり中期、長期という上にある日本の産業構造なり経済の見通しというものがないければ現実的な処理というものは非常にむずかしいだろうという意味で、まず大臣に、この辺の見通しをどういうふうにお持ちになつておるか、造船部門に限つても結構でございますし、それを含めての問題もお触れいただければ幸いです。

○国務大臣(河本敏夫君) 昭和四十八年の秋、石油危機が起こりますまでの間、わが国の産業は数年間にわたりまして完全雇用をほぼ達成をいたしまして順調な歩みを続けておったと思います。ところが、この大ショックによりまして産業界が、これはまあ日本だけではございせんが、世界全体の産業が大混乱に陥りまして、ある業種はいち早く立ち直りますと同時にさらに前進を続ける、こういう業種もございまして、ある業種は需給関係の変化によりましてどうしても立ち直りができな。いろいろ各国政府も対策を進めておりますけれども依然として低迷をしておる、こういう業種も世界的にたくさんございまして。また、日本の国内にもたくさんあるわけでございまして。そこで、今回お願いをしております法律は、一般的な景気対策だけではどうしても救えない、こういう業種に対しては特別の対策によりまして現在の非常に深刻な事態を何とか抜け出しまして再建の方途を探りたいと、こういうことで今度の法律をお願いしております。

○木島則夫君 ですから、現状を把握をして、その上に立った処理というものは私は迅速かつ確実に行われなければならないけれど、その処理をするためには、やはり造船なら造船のこれからのあるべき姿、将来の需給というものもきちっととらまなければならないのではないだろうか。これは非常にむずかしいことを私も承知をしております。そこで申し上げている。その辺のバックグラウンドももう一度触れていただきたい。

○国務大臣(河本敏夫君) そこで、具体的な構造不況業種の立て直しの方針でございますが、まずその不況業界の三分の二、大部分の方々が自力ではどうしても再建がむずかしい、この法律によって再建をしたいと、こういう場合には安定基本計画というものををつくるわけです。いまの御質問は、安定基本計画に関連しての御質問ではないかと思ひますが、これをつくる場合には、その業界の需給関係、貿易関係を含めまして将来の見通し等を十分考慮して、この程度のことをやればこの

業界は立ち直るであろうと、こういう見通しのもとに最終の方向を示したいと考えております。

○木島則夫君 私の質問に十分お答えをいただけない点がありますけれど、時間がございますのでそれはまた委員会に譲るといたしまして、佐世保重工の場合についてちょっと伺っておきたい。四者会談による基本的な再建というものが合意をされたものの、具体的な問題の処理ということになりますと、まだまだ予断を許さないような問題が多々あるようであります。そこで、これまでの事態の経過についてどういふふうにとらえているか、そしてその中で問題点はどこなのか。まず前段はこの二点についてお答えをいただいておりますか。

○説明員(岡野忠君) 佐世保重工の問題につきましては、昨年の円高以後急激に経営内容が悪化いたしました。このままでは非常に重大な事態を迎えるということで、会社の経営側といたしまして労働組合とも相談いたしました。かなり思い切った減量の計画を立てまして、これを実施に移すべく努力しておたわけでございまして、希望退職を募りましたところ、御承知のように相当の数、千六百人は出てまいりまして、その退職金の支給というふうなこともございまして、追加の運転資金を多額に緊急に要するという事態になりました。そのために佐世保重工の現経営者といしまして、主要株主あるいは主要取引銀行との間でいろいろ努力したわけでございまして、けれども、主要株主間の意見が必ずしも一致しないというような事情もございまして、三月の末から運輸省の方へ主要株主間の意見の調整等につきまして協力してほしいという申し出がありました。われわれの方といたしまして、佐世保重工は大手七社に次ぐ非常に重要な造船業でございまして、これが非常に重要な事態になるといふことは、構造改善を控えたこの時期において非常に問題があるということと、とりあえず経営者の要請を受けまして主要株主、金融機関等との意見の調整ということに努力しておりますが現実でございます。

○木島則夫君 大手七社に次ぐ非常に重要な位置を占めている佐世保重工といういまお話し、そのとおりであります。中小の抱える問題がこの佐世保重工に私は集約されたというか、象徴されたと言つても言い過ぎじゃないと思ひます。先ほどもお話があったように、大手の場合ですと、陸上部門とかほかの部門がありますから比較的転換がしやすいけれど、そうでないものについてはなかなか転換がむずかしいというのが実情でございまして、これはこれからの問題でありますけれど、設備の廃棄と、これに伴う一番大きな問題である雇用ですね、この問題をどう考えているか、どう対処するか。それから、こういうところがだめになりますと、地域全体がやっぱりだめになってくるという地域経済の問題とも大きく関連をしております。これをどういふふうにとらえておられるか、これをどういふふうにとらえておられるかと、こういう非常事態の中で、たとえば株主あるいは金融関係から出される意見として、経営者の資質というふうなことも――これは余り立ち入る問題じゃないかもしれない、ここで、そういうことも大きなポイントとして出されているということも聞いております。それらを含めてひとつお答えをいただきたい。

○説明員(岡野忠君) 確かに、おっしゃいましたように、佐世保重工は五十一年度におきましても佐世保市の工業出荷額の五二%を占めております。それから人口の三%程度が造船関係の就業者というところで、地域経済に非常に大きなウェイトを占めております。したがって、まずこの経営がしっかりすることが第一でございまして、けれども、現在の不況というのはいささか厳しいものがございますので、単に従来のような一般船舶の自主的な受注に任せておいたのでは工事業に非常に不足するようないふ事態もあると思ひますので、先ほどからいろいろ質疑の中にもありましたように、とりあえず最低の工事業を確保する努力をしたいというのがわれわれの立場でございまして、たとえば国内船のスクラップ・アンド・ビル

ドでございまして、官公庁船の代替建造を早期にするとか、あるいは石油備蓄センターにタンカーのような形式のものを採用しまして、それを造船所でつくるということと、とにかく最低限の仕事を確保しまして、まず雇用も確保したい、どういふかやむを得ないものにつきましても、なるべくその企業内での配置転換というふうなことで処理して、やむを得ないものに限って雇用対策の方でめんどうを見ていただきたいというふうな考えております。

○木島則夫君 四者会談の中で一番大きな問題点として指摘されている、あなたの方でとらえている一番の大きな問題というのはどこですか。

○説明員(岡野忠君) 佐世保重工という会社の歴史がある意味では非常に幸福なものでございまして、いろいろな資本関係も経緯がございまして、そうして現在のようないふ形では、ほぼ同等の力を有する主要株主が三者あるいは四者といひますか、三者あると、それで、それにいろいろな経緯もございまして、必ずしも主要株主間の意見が一致していなかったということが、あるいは経営にも影響し、あるいは取引にも影響をしておる、それが一番の問題であるというふうな考えです。

○木島則夫君 事態はどうですか、前進をしているんですか。

○説明員(岡野忠君) 前進していると思ひます。

○木島則夫君 安定基本計画を策定する審議会にどの程度の労働者の代表を参加させるか。業界の代表の参加はありますけれど、労働者の代表といふのはほとんど参加はございません。もちろん、しているところもある。衆議院の修正の中で、なるほど労働組合の意見を聞くというふうにはなっておりますけれど、これですと、ただ意見を聞きおく程度に終わる可能性が、心配をされる可能性が強い。ただ意見を聞くということだけでは、やっぱり基本計画を策定する場合の重要なよりどころにこれがなるように、働く者の代表の意見というものが吸い上げられるようにしてほしいということですね。これを私は強調をしてお

るべきです。

おきたいと思ひます。

さらに、いま私が申し上げた前の段階でも、たとへば特定不況業種の政令指定に当たりましては、適当と認められる審議会に意見を求めることになっておられますけれども、その場合についてもやはり当該労働組合の意見が十分に吸い上げられるよう、これはもう本来働く者の代表が参加するのは当然であるというたてまえの上に立てて私は申し上げておるわけであります。確認とでも申しませうか、そのとおりでしやうねという、確認という意味を含めてお願いを申し上げる、要望をしておくわけでありませうけれども、いかがでしやうか。

○政府委員(濃野滋君) 法律の条文の中で、意見を聞くという規定もございますが、ただいま御指摘のように、私もむしろ安定基本計画の策定、あるいはたゞいま御指摘の政令指定——審議会に諮ります。この審議会は、まず業種別に諮るようには部会なり小委員会というはつきりした場をつくる、大体そういう体制に現在なっておりますが、この点をばつきりさすのが第一。それから第二は、それぞれの部会、小委員会、当該業種の問題を議論いたします小委員会の場に労働代表も全部委員として参加を願う、こういうことにしたいと思ひます。なお、御審議の過程で、御指摘のごさいます、たとえば地域問題等非常に大きな場合には、地域代表の方の御参加等も願うということにいたしまして、いづれにいたしまして、審議を進めるに当たりましてそういう関係者の方の御意見が十分そこで討議ができるような場をつくらせていく、こういうことで処理をしていきたいと考えております。

○木島則夫君 参加ということが形だけのものになつて、ただ、こういう形で意見を聞いたんだという、聞きおくり形になつてしまつた例が過去たくさんありますので、やはりそういうことのないように、これは多大な問題でありますから、ひとつ本心に意見が吸収されるようにこの際お約束をしていただきたいということであります。まあ

言葉のニュアンスからしますと、本当は合意ということになるんではしやうけれど、本来企業というものは経営者が責任を持つという意味で、働く者の代表の意見というものがそこに反映をして、それが尊重をされて吸収をされるという、そこに問題があるわけだと私は強調をしたいわけでありませう。このところをひとつ抜かりのないようになりをお願いを申し上げます。

○政府委員(濃野滋君) 当省関係に限って申し上げますと、この設備処理の問題というのは、たとえば繊維関係等はすでにいわゆる職工審の場等で議論が行われておりますが、ただいま先生御指摘のようなこの場におきましては、労働界の代表の方も当然のことながらずっと参加を願ひまして、私も非常に時間をかけまして、単なる意見を聞くというようなことじゃなしに、十分の実質的な討議、全体のコンセンサスを得て初めて審議会の答申ができる、こういう運用が行われてきております。この問題は、設備処理問題というのは大変に重要な問題でございますから、いままでの繊維の場合に行われてきましたようなそういう審議で実質的な審議が行われる、こういうことで運用をしてまいりたいと、こういうふうな考えております。

○木島則夫君 いままでにもそういういい実績があるんですから、ひとつそれを踏まえて前向きに前進をさせていただきたいと思ひます。

それから、アウトサイダーの取り扱いについてお聞きをしたいんでありますけれども、これを規制しませんが、一方で設備を廃棄をしようとするに、他方においてはこれに反する設備の増設が行われれば効果はきわめて薄いものにならざるを得ない。したがって、業界の協調を無視するものに対してどのような処置をするのか。たとえば、平電炉などは百社に近い七十社もあるというようなことであります。業界の協調、決定を無視してもこれには罰則がないわけですね、強制力はない。どのような行政指導を行つていくのか。やっぱりアウトサイダーの問題というのはこれは非常に大事

だと思ひますので、具体的にひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(濃野滋君) 御指摘のように、一つの業界が、業界の意思と申しますか、全体のコンセンサスの上でこの設備処理ということを進めていくというときに当たりまして、一〇〇%、全体の方がこのコンセンサスでござりますが、これは非常に望ましいことではござりますが、なかなか現実にはそうはいかない問題が出てくると思ひます。この法律では、安定基本計画を定め、設備処理をやつていきます対象業種の前提をいたしまして、業界の大多数の方がまず申し出をするということが前提になっておまして、この申し出の段階で、国の立場から見まして、やはり設備処理を進めていいたらいというこの判断というのが私どもにござりまする場合には、できるだけ業界全体の意思として、この法律の運用に乗つていこうと、こういうところでひとつ関係業界、あるいはその中でいけばアウトサイダーの方との話し合ひ、説得というふうな場がどうしても必要であるうと思ひます。

第二に、今度は安定基本計画が定まつて設備の処理を具体的に進めていく。この場合もまた同様な問題が起つてくると思ひますが、ただ、これを法律をもつてたとえば新増設の禁止をアウトサイダーの方に対してとるか、あるいはとらないか。これにはいろいろなお考え方がござりました。法案審議の段階でもいろいろの御意見が出てまいりました。ただ私どもは、現在の経済体制を前提にし、やはり民間の当該業界の自主的な努力で、業界全体のいわば協力の上に設備処理というものを進めていく、こういうことでこの法案の御審議をお願いしているわけではございまして、その意味では、産業所管官庁といたしましては、大変重要な役割は、全体の大部分のコンセンサスでできていくときには、やっぱり個々のアウトサイダーの方と必要があれば説得、話し合いに応じまして、業界全体として円満な設備処理が進むようないわゆる行政指導に今後ともより以上努めなければならぬと思ひます。

ただ、業種によりまして、業界を構成しておられる業者の数、非常にいろいろな違いがございまして、この対象となり得る、あるいは対象としようかと考えております業種につきまして、全体にわたつてアウトサイダーの問題が非常に大きな問題になるのは私も考えておりましたが、参考人等の御意見にありました平電炉等は、いわば業界の数も多い問題ではござりますが、やはり私どもは、たゞいま申し上げたように、いわゆる行政指導というベースで説得、話し合いによりまして御協力を願う、そのように努めるといふことしかないと、こういうふうな考えております。

○木島則夫君 それじゃ、次に基金の運用について概略御説明をいただきたい。それから、保証額というんでしやうかね、保証金額が余りにも少ないじやないかという事です。これはどの程度まで広げていくか、将来考えているのか、その辺までひとつ広げてお答えをいただきたい。

○政府委員(濃野滋君) 御説明申し上げます。基金の全体の仕組みにつきましては、この法律の第三章に非常に細かく規定を置いておりますが、その中核的な考え方といたしましては、まず基金の業務は、いわば設備処理のために直接必要な資金、これと、設備の処理に伴つて必要となる資金、この債務の保証ということが一番重要な仕事でございまして、具体的に申し上げますれば、設備処理を進めていくために主要設備の担保抜き資金、これが必要になる。この設備の債務保証、あるいは労使間で円満な話し合いができていって、ある程度の退職金の準備が必要であるというふうなこの退職金の債務保証、あるいは主要設備の処理に伴ひまして、いわば付属関連設備の処理と申しますか、これに必要な資金等がこの債務保証の対象でございまして、そのために、第二の問題でございまして、この基金の資金といたしまして、当面発足時におきまして開発銀行から八十億、民間から出資または出捐の形で二十億、当面百

億で発足をしたい。なお、民間の御協力の見通しがさらに二十億を上回ることがはっきりいたしましたときには、ただいまのところでは、開発銀行からさらに追加して二十億の出資を行うことが用意をされておりますから、合計をいたしますと百二十億プラスアルファというのが当面の資金になります。これを、十倍の保証でございしますので、千二百億プラスアルファというのが保証の規模になるわけでございします。私も、当面発足のところではこの保証規模で何とか発足をし得ると十分考えておりますが、御指摘のように、今後の設備処理の進め方いかんによりましては、この金額では不足する事態が来ることも当然予想されるわけでございまして、これはただいままでの御審議の中で通産大臣からもはつきりお答え申し上げておるように、必要になった場合にはこの基金の規模を必要だけふくらましていくと、こういう方針で対処をしていきたいと考えております。

○木島則夫君 最後に、大臣にお伺いしたいんですが、この本日の委員会でもしばしば論じられてきたとおりでございします。特に、不況産業に共通する問題は、先ほどから言われるように、やっぱり設備の過剰、これに加えて石油の値上げなどによるコスト高、競争力の低下、また発展途上国などの追い上げによって競争あるいは造船などというものがさらに複雑な深刻度を加えている、いろいろございします。一口に構造転換と言いますが、これ非常にむずかしい問題でございしますけれど、これらの不況産業の性格というものを一体どういうふうにとらえていったらいいか。ことに、発展途上国の追い上げによる業界圧迫など、この問題はこれからますます大きなウェイトを持って私は迫ってくるだろうと思ひます。いま審議をしております法案が効果をいたしまして問題処理の前進を図るということは当然といたしまして、やっぱり第一に、さつき大臣もおっしゃったように景気を立て直すこと、景気の回復というのはこれはもう大前提でしょうね。しかし、現状の産業構造を

このままにしておいて幾ら景気を大きくしても、経済を拡大しても、まただろこういつた問題は後を絶たないでしょう。したがって、日本の産業のあるべき姿、つまり産業構造の転換が何として必要でございします。

いま私が申し上げたように、その場合不況産業の性格をどうとらえるか。ことに、発展途上国との競争によって不況を深刻化している問題との関連においての通産大臣の御所見を伺っておきたいと思ひます。これはやはり将来展望という、一番最初に私が問題提起をしたことにつながるわけでありまして、この問題なしに今度の法案というものが単独に存在をし得ないという意味で、私はあえて大臣にこの問題を最後にお伺いをしたいと、こういうふうにしてございします。

○国務大臣(河本敏夫君) 産業構造の転換問題は、いま日本の産業の抱え込んでおります一番大きな課題だと思ひます。そこで昭和四十九年に、通産産業大臣の諮問機関に産業構造審議会というのがございしますが、そこにオイルショック以降の日本の産業構造はいかにあるべきかということについて意見を求めまして、答申をいただきました。しかし、その後事情が若干変わりましたので、翌五十年、五十一年と二回にわたりました。いわゆるローリングプランをつくつてもらつたわけでございますが、ことしはやや情勢も落ちつく気配でございしますので、第三回目のローリングプランをつくつていただくころ、こういうことでいまお願いをしております。近く結論を出していただけたらと思ひますが、これを基礎といたしまして今後の産業構造転換を進めていこうと思つております。

その方向は何ぞやと言ひますと、一つは資源エネルギー問題にどう対処するかということ、それからいまお示しの発展途上国の追い上げにどう対処するかということ、それから最近やかましい公害問題、環境保全、こういう諸問題に対してどう対応するか、幾つかの要素があると思ひますが、一言で言ひますと産業の高度化でござい

す。大勢としてはその方向に行かざるを得ないわけでございますが、そういう方向の中で日本産業を立て直していかなければならぬと考えておりますが、しかし、幾らりっぱな構造転換の方向をお示しをいたしましても、日本の産業に活力がございませんとそれは実行できるものではないのでございします。だから、産業構造の転換を実行するためには、プランも必要でございしますが、現実に産業構造の転換ができるような客観情勢をつくり上げるということ、つまり経済に活力を回復するということだと、このように理解をいたしまして、そういう意味でも景気の回復ということには非常に大きな課題だと思つております。また、この構造不況産業の問題も、景気が回復をいたしますと半分以上は問題は解決するわけでございします。

しかしながら、深刻な業種はどうしても解決がむずかしいございしますので、もしこの法律に依存して再建をしたいという業種は、当然出てくると思ひますが、そういう業種に対してはいま御審議をいたしておりますような内容でできるだけの援助をしていきたいと考えております。

○委員長(橋正俊君) 以上で予定の質疑は全部終了いたしました。

本連合審査会は、これにて終了することに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(橋正俊君) 御異議ないと認めます。よって、連合審査会は終了することに決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

昭和五十三年五月三十日印刷

昭和五十三年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局